

神奈川県 平塚・大磯・二宮地域

循環型社会形成推進地域計画

(第三期計画)

平 塚 市  
大 磯 町  
二 宮 町

令和2年12月2日

(令和3年8月2日 変更)

(令和3年12月2日 変更)

(令和4年11月25日 変更)



# 目 次

<b>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 対象地域 .....	1
(2) 計画期間 .....	2
(3) 基本的な方向 .....	2
(4) ごみ処理の広域化・集約化の検討状況 .....	2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 .....	3
<b>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</b> .....	<b>4</b>
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 .....	4
(2) 生活排水の処理の現状 .....	7
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 .....	10
(4) 生活排水の処理の目標 .....	14
<b>3 施策の内容</b> .....	<b>19</b>
(1) 発生抑制、再使用の推進 .....	19
(2) 処理体制 .....	25
(3) 処理施設の整備 .....	29
(4) 施設整備に関する計画支援事業 .....	30
(5) その他の施策 .....	31
<b>4 計画のフォローアップと事後評価</b> .....	<b>33</b>
(1) 計画のフォローアップ .....	33
(2) 事後評価及び計画の見直し .....	33

## 【添付書類】

- ・ 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ・ 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ・ 参考資料様式6 施設概要（し尿処理施設系）
- ・ 参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）
- ・ 参考資料様式8 計画支援概要
- ・ 添付資料



# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町 平塚市、大磯町、二宮町  
 面積 94.08km<sup>2</sup>  
 人口 316,757人（令和元年10月1日現在）

(内訳)

市町名	平塚市	大磯町	二宮町	1市2町
面積 (km <sup>2</sup> )	67.82	17.18	9.08	94.08
人口 (人)	257,729	31,284	27,744	316,757



図1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

平塚市、大磯町及び二宮町（以下「平塚・大磯・二宮地域」という。）の気候は、温暖で豊かな自然環境の中、酪農や野菜、果樹栽培が営まれ、都市近郊農業の特性を生かした品質の高い農畜産物を提供している。人口及び産業施設等は、海岸に面した南部平野部に集積しており、生活系の厨芥類や事業系廃棄物の処理が課題となっている。

ごみの総排出量は、平成27年度に一時的に増加したが、平成28年度以降は減少傾向を示している。現在、1人1日当たりの排出量は各市町によって異なるが、人口や産業構造が同程度の地域と比較して、平塚市及び二宮町においては平均より低い水準であり、大磯町においては平均よりやや高い水準となっている。特に、生活系ごみの可燃ごみに対して排出削減の余地があり、総排出量の8割を占めているため、生活系ごみの減量化を重点的に取り組む必要がある。

生活系ごみについては、有料化の検討や厨芥類の排出抑制を進めるとともに、剪定枝等の木質系廃棄物、小型家電、蛍光管等の資源化の推進、適正な分別排出の徹底等による可燃ごみの減量化を推進する。また、事業系ごみについては、多量排出事業者への指導の徹底やごみ処理手数料の適正化等による排出抑制を進める。

平成25年10月より運営を開始した高効率ごみ発電施設（平塚市環境事業センター）から排出される焼却残渣は全量資源化しており、既存最終処分場の延命化に貢献している。

また、公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない人口散在地区については、平塚市では北部から北西部にかけて、大磯町では北部において、二宮町では公共下水道の整備予定がない区域において合併処理浄化槽への転換が必要となるため、併せて促進していく。

## (4) ごみ処理の広域化・集約化の検討状況

平塚・大磯・二宮地域では平成22年3月に「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する覚書」が締結され、1市2町による広域化の検討を進め、平成24年3月に「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定した。実施計画に基づく各種施策を展開してきたが、厨芥類資源化施設の整備取止めやリサイクルセンターの整備主体の変更、剪定枝資源化施設の施設規模等、平塚・大磯・二宮地域における広域処理システム並びに施設整備計画に変更が生じたことから、平成27年3月に「改訂平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下、「第一期改訂実施計画」という。）」を策定した。

その後、令和2年度で第一期改定実施計画の計画期間を終了するため、平成31年3月の国の通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」や今後の動向を踏まえ、新たに「湘南西ブロック第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下、「第二期実施計画」という。）」を策定中である。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また、認定プラスチック使用製品を使用するよう広報誌やポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、住民や各種団体と連携し環境学習を行う。

プラスチック資源は当面の間、容器包装プラスチックについては、平塚市は平塚市リサイクルプラザ、大磯町と二宮町は大磯町リサイクルセンターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化委託を継続する。プラスチック使用製品廃棄物については、平塚市の粗大ごみ破碎処理場にて中間処理後、焼却又は埋立処分を継続する。今後、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえ、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

表 1 本地域計画と平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画との関係

主な施設整備の予定	第一期広域化実施計画（平成23～令和2年度）										第二期広域化実施計画（令和3～12年度）										
	地域計画（第一期）					地域計画（第二期）					地域計画（第三期）					地域計画（第四期）					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
高効率ごみ発電施設	← 施設整備 →																				
剪定枝資源化施設 (マテリアルリサイクル 推進施設)		← 施設整備 →																			
リサイクルセンター (マテリアルリサイクル 推進施設)					← 施設整備 →																
中継施設 (マテリアルリサイクル 推進施設)					← 施設整備 →																
大磯町し尿処理施設											← 計画支援 → 施設整備 →										

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

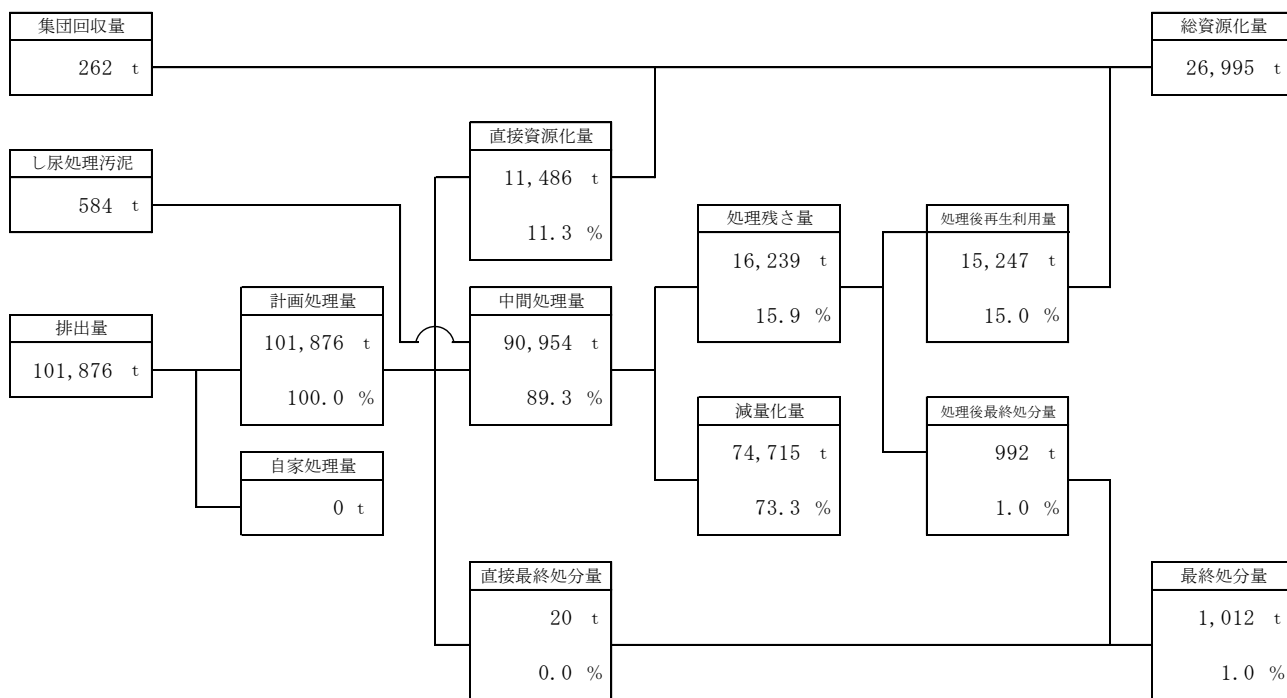
令和元年度における一般廃棄物の排出、処理状況は、**図2**のとおりである。

総排出量は、集団回収を含め102,138トンであり、再生利用される「総資源化量」は26,995トンで、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は、26.4パーセントである。

中間処理による減量化量は74,715トンであり、集団回収量を除いた排出量の73.3パーセントが減量されている。また、集団回収量を除いた排出量の1.0パーセントにあたる1,012トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は79,523トンである。

平成25年10月より稼働を開始した平塚市環境事業センターでは、平塚市、大磯町及び二宮町の可燃ごみを受け入れ、発電や温水としての熱利用を行っている。

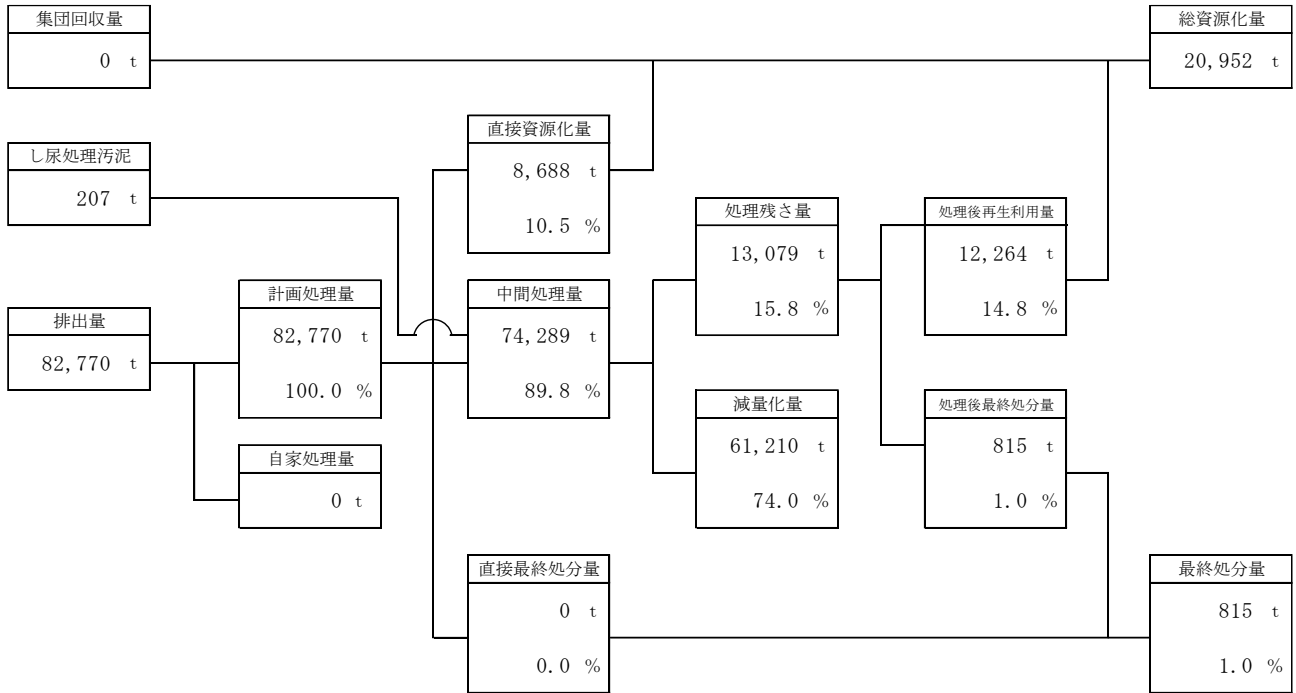


※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

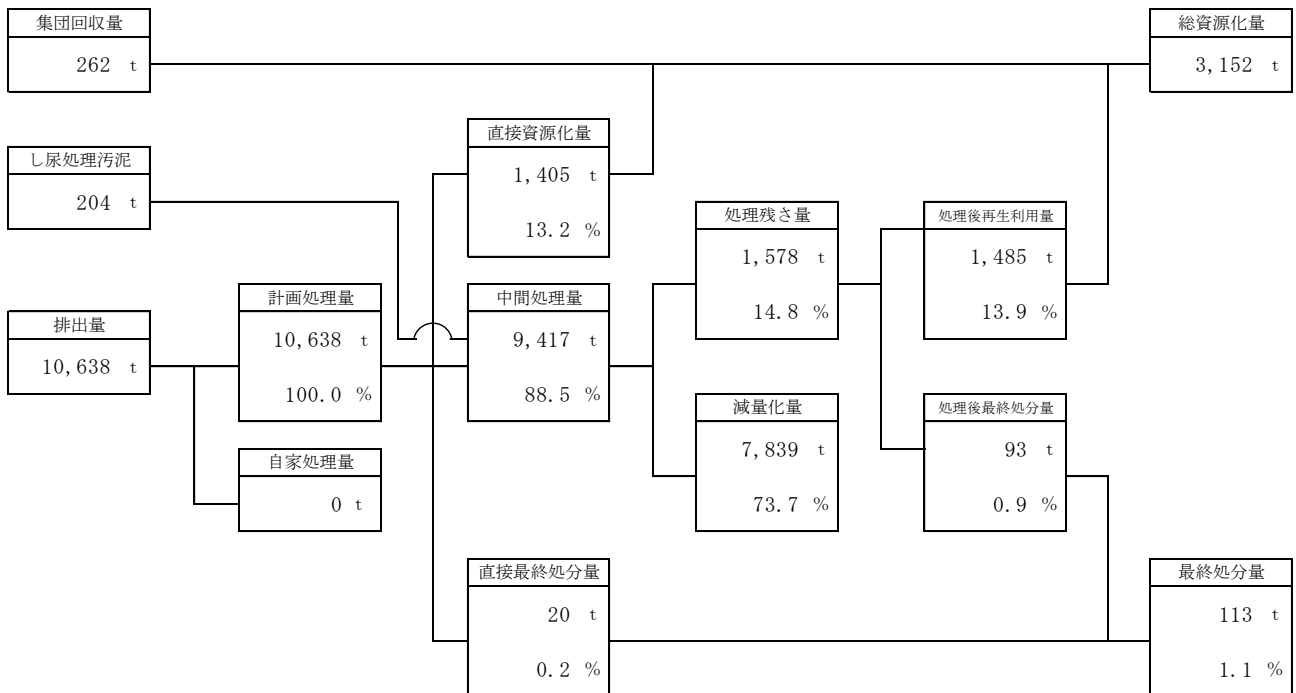


〈参考：構成市町別の一般廃棄物の処理状況フロー〉



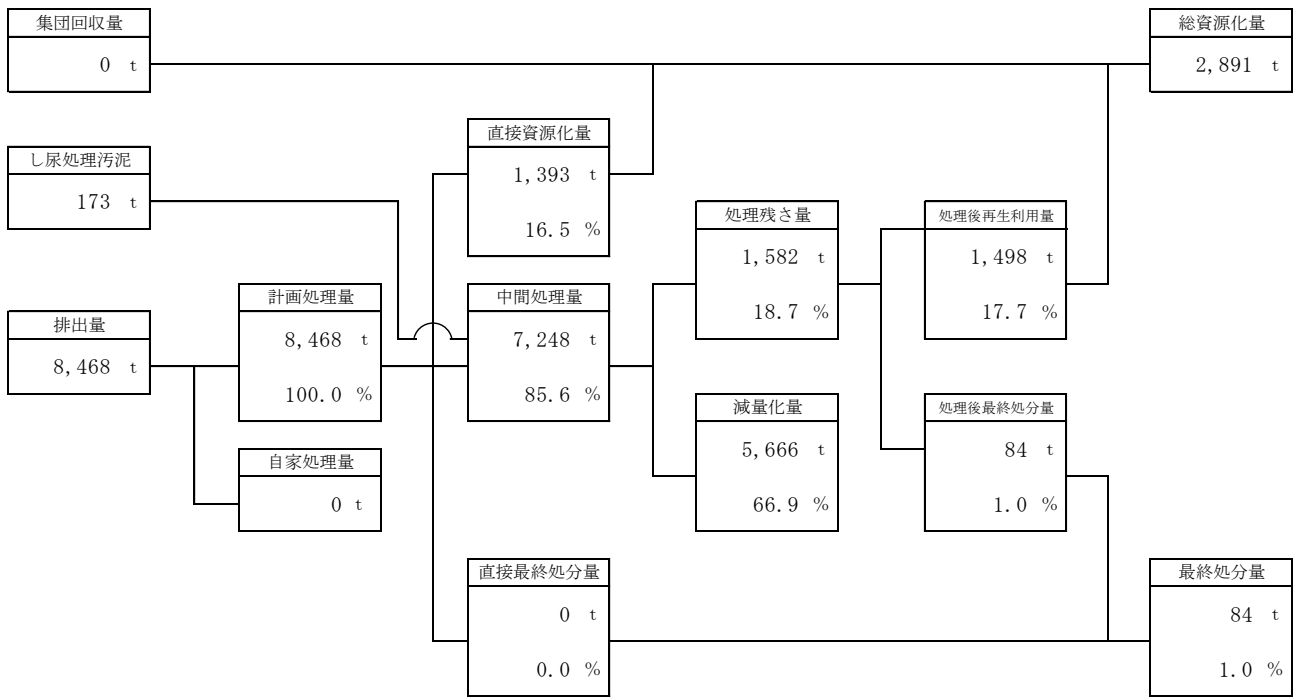
※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 2-1 平塚市の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）



※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 2-2 大磯町の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）



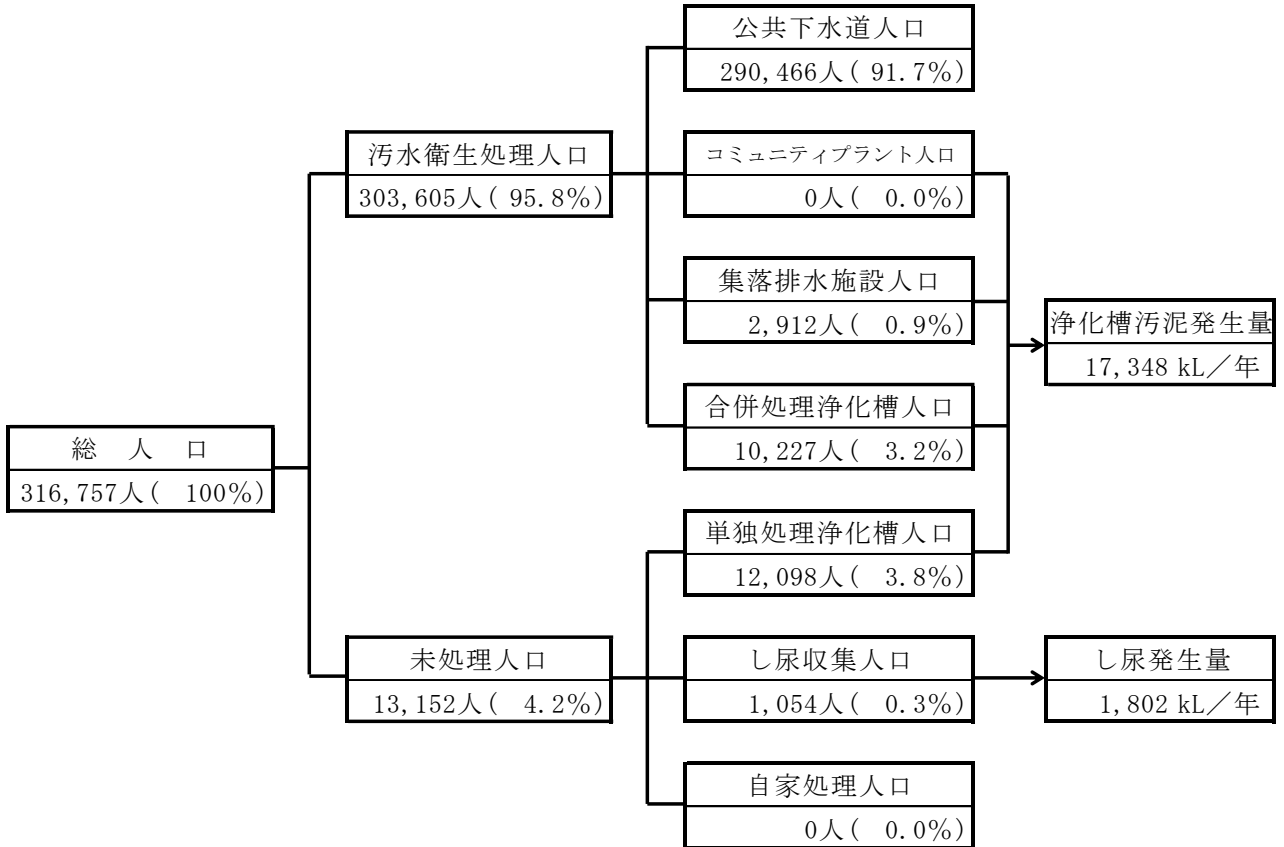
※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 2-3 二宮町の一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

(2) 生活排水の処理の現状

令和元年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、**図3**のとおりである。

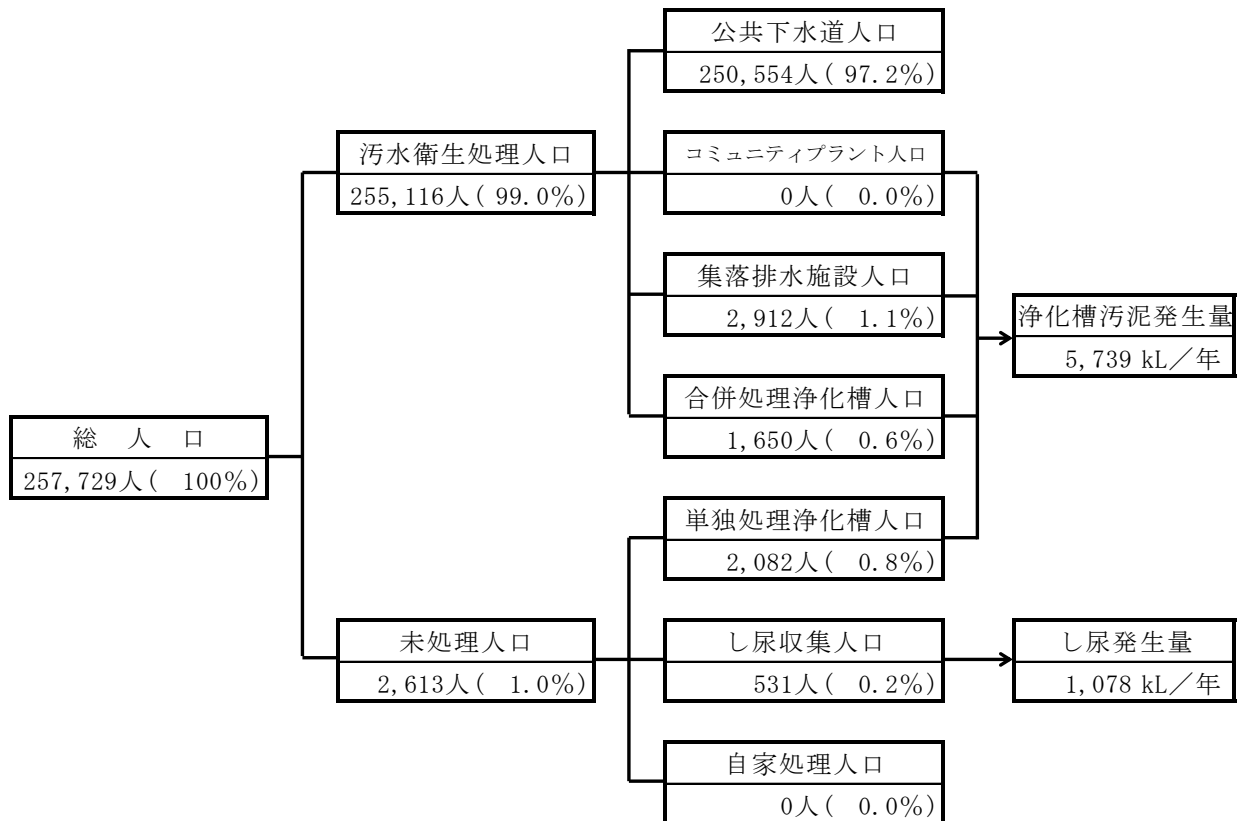
生活排水処理対象人口は、全体で316,757人であり、汚水衛生処理人口は303,605人、汚水衛生処理率は95.8パーセントである。し尿発生量は1,802キロリットル/年、浄化槽汚泥発生量は17,348キロリットル/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は19,150キロリットル/年である。



※ 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図3 生活排水の処理状況フロー (令和元年度)

〈参考：構成市町別の生活排水の処理状況フロー〉



※ 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 3-1 平塚市の生活排水の処理状況フロー（令和元年度）

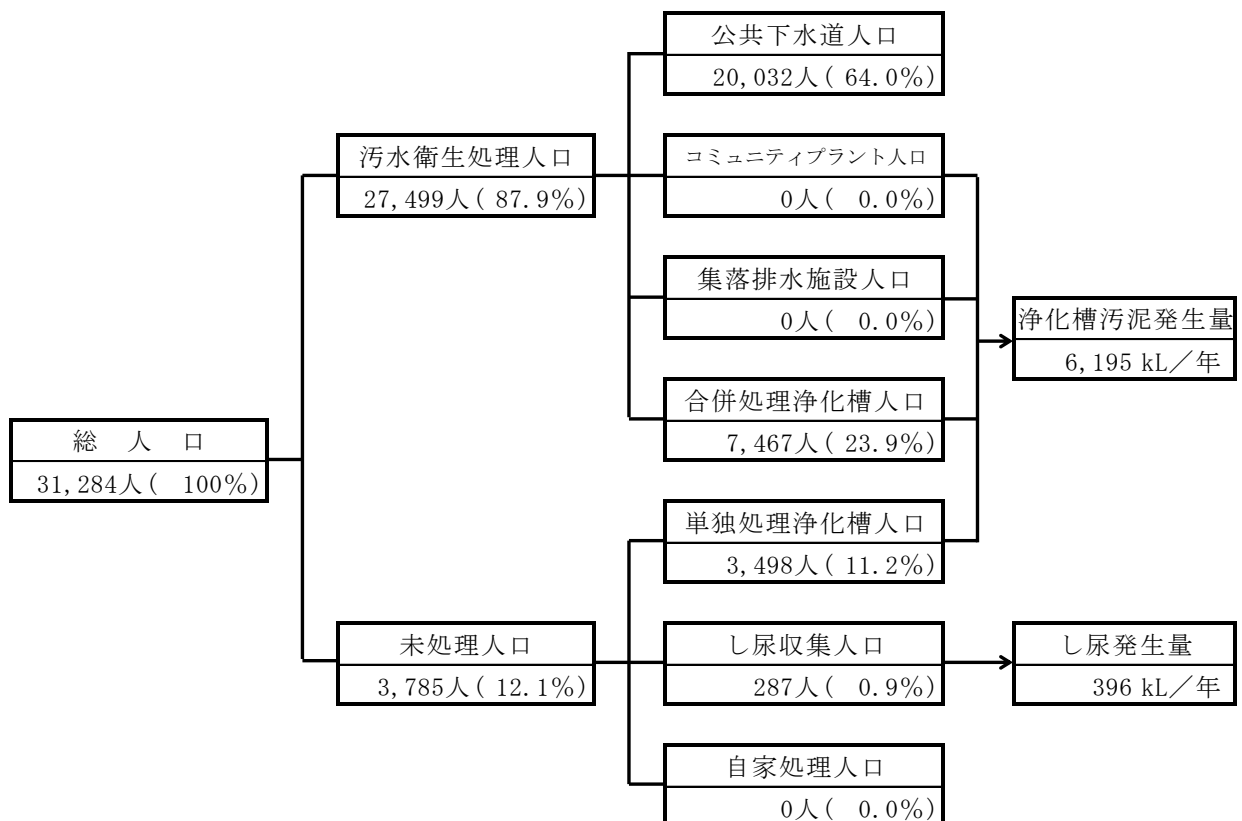
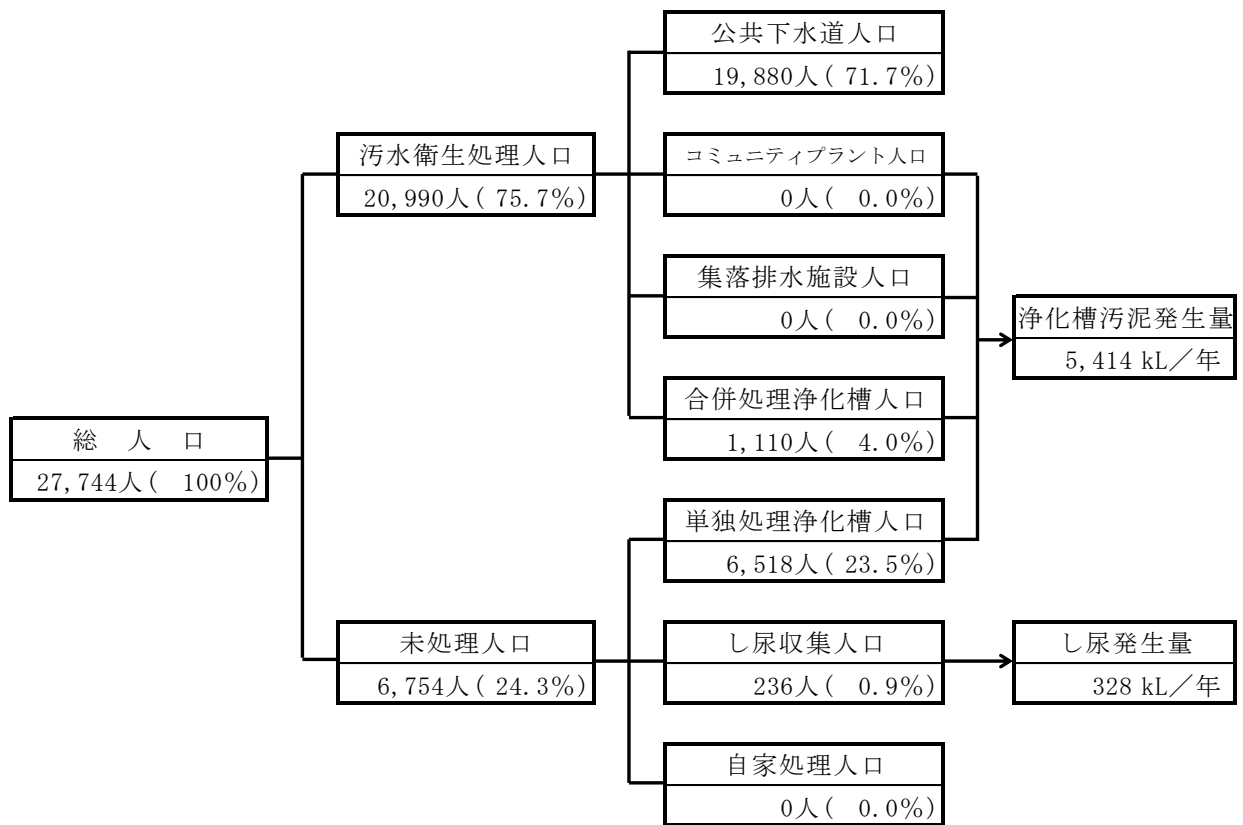


図 3-2 大磯町の生活排水の処理状況フロー（令和元年度）



※ 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 3-2 二宮町の生活排水の処理状況フロー（令和元年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、**表2**のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、令和8年度における目標達成時の一般廃棄物等の処理フローは、**図4**に示すとおりである。

**表2 減量化、再生利用に関する現状と目標**

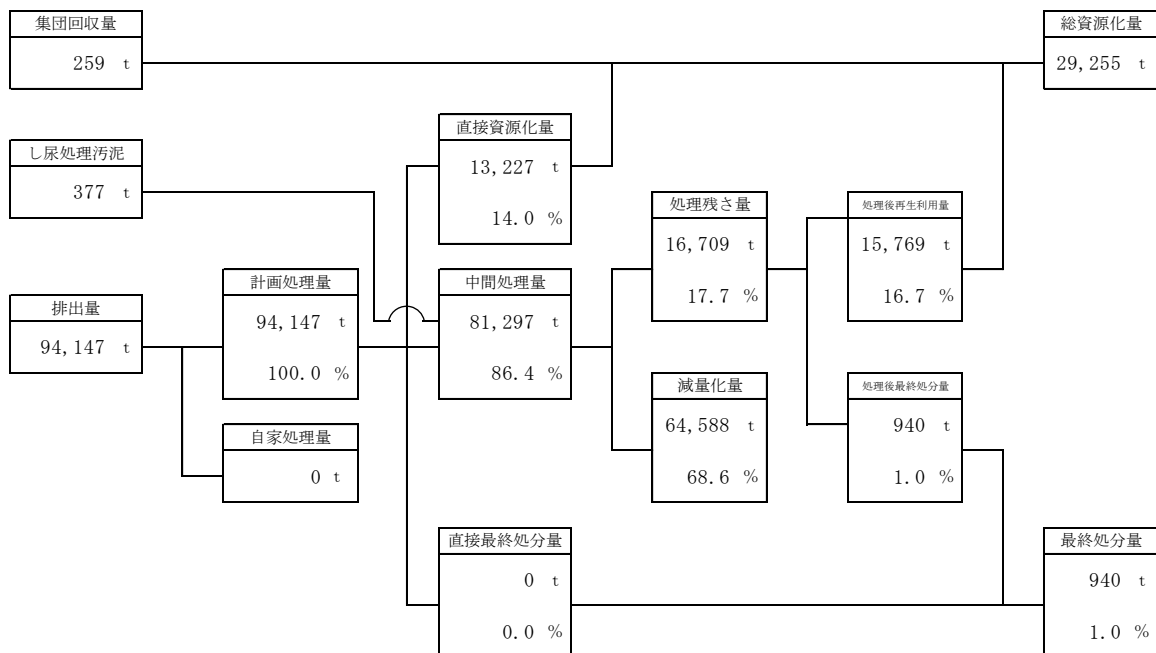
指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和元年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	23,121 トン	22,048 トン (-4.6%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.98 トン/事業所	1.89 トン/事業所 (-4.5%)
	生活系 総排出量	78,755 トン	72,099 トン (-8.5%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	184 kg/人	158 kg/人 (-14.1%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	101,876 トン	94,147 トン (-7.6%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	11,486 トン (11.3%)	13,227 トン (14.0%)
	総資源化量	26,995 トン (26.4%)	29,255 トン (31.0%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	発電電力量	39,367 MWh	33,961 MWh
	熱利用量	583,833 GJ	503,810 GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,012 トン (1.0%)	940 トン (1.0%)

注) 事業所数：経済センサス (H18, H21, H24, H26, H28) を基に直線回帰により単純推計。  
R1:11,190事業所 (平塚市：9,280事業所、大磯町：1,050事業所、二宮町860事業所)  
R8:R1事業所数と同数と仮定  
計画収集人口：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県人口と世帯」ただし、R8年度は「第二期 平塚市・大磯町・二宮町ブロック ごみ処理広域化実施計画」での推計値。  
R1:316,757人 (平塚市257,729人、大磯町31,284人、二宮町27,744人)  
R8:307,344人 (平塚市251,214人、大磯町30,598人、二宮町25,532人)

※1・排出量は現状に対する割合  
・総資源化量は排出量と集団回収量に対する割合  
・その他は排出量に対する割合  
※2・(1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)  
※3・(1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]  
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]  
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]  
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]  
最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

**図4 目標達成時の一般廃棄物等の処理状況フロー (令和8年度)**

〈参考：構成市町別の一般廃棄物に関する減量、再生利用に関する現状と目標及び目標達成時の一般廃棄物等の処理状況フロー〉

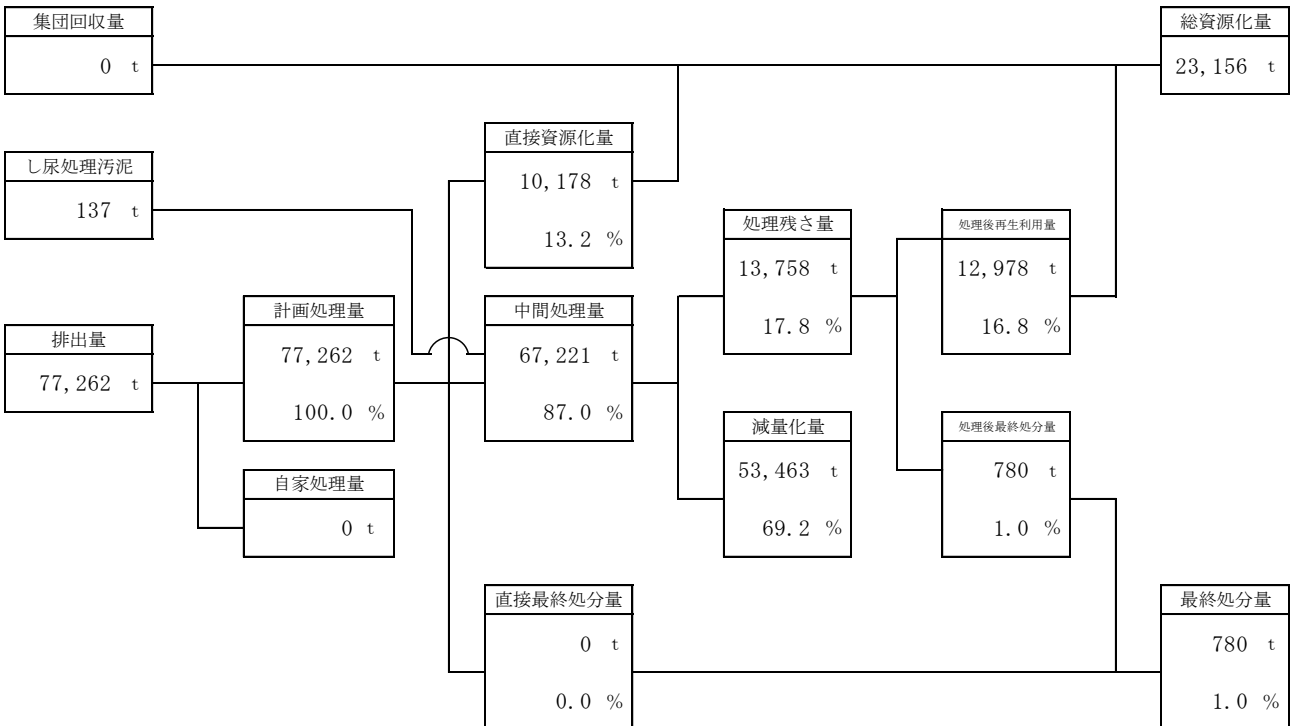
表 2-1 平塚市の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和元年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	20,408 トン	19,560 トン (-4.2%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.11 トン/事業所	2.02 トン/事業所 (-4.3%)
	生活系 総排出量	62,362 トン	57,702 トン (-7.5%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	181 kg/人	157 kg/人 (-13.3%)
合 計	事業系生活系排出量合計	82,770 トン	77,262 トン (-6.7%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	8,688 トン (10.5%)	10,178 トン (13.2%)
	総資源化量	20,952 トン (25.3%)	23,156 トン (30.0%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	発電電力量	32,251 MWh	28,375 MWh
	熱利用量	478,297 GJ	420,935 GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	815 トン (1.0%)	780 トン (1.0%)

注) 事業所数：経済センサス (H18, H21, H24, H26, H28) を基に直線回帰により単純推計。  
R1:11,190事業所 (平塚市：9,280事業所、大磯町：1,050事業所、二宮町860事業所)  
R8:R1事業所数と同数と仮定  
計画収集人口：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県人口と世帯」ただし、R8年度は「第二期 平塚市・大磯町・二宮町ブロック ごみ処理広域化実施計画」での推計値。  
R1:316,757人 (平塚市257,729人、大磯町31,284人、二宮町27,744人)  
R8:307,344人 (平塚市251,214人、大磯町30,598人、二宮町25,532人)

※1・排出量は現状に対する割合  
・総資源化量は排出量と集団回収量に対する割合  
・その他は排出量に対する割合  
※2・(1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)  
※3・(1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》  
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]  
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]  
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]  
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]  
最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 4-1 平塚市の目標達成時の一般廃棄物等の処理状況フロー (令和8年度)

表 2-2 大磯町の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和元年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	1,925 トン	1,707 トン (-11.3%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.82 トン/事業所	1.60 トン/事業所 (-12.1%)
	生活系 総排出量	8,713 トン	7,740 トン (-11.2%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	202 kg/人	169 kg/人 (-16.3%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	10,638 トン	9,447 トン (-11.2%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	1,405 トン (13.2%)	1,486 トン (15.7%)
	総資源化量	3,152 トン (28.9%)	3,198 トン (32.9%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	発電電力量	4,156 MWh	3,324 MWh
	熱利用量	61,631 GJ	49,313 GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	113 トン (1.1%)	90 トン (1.0%)

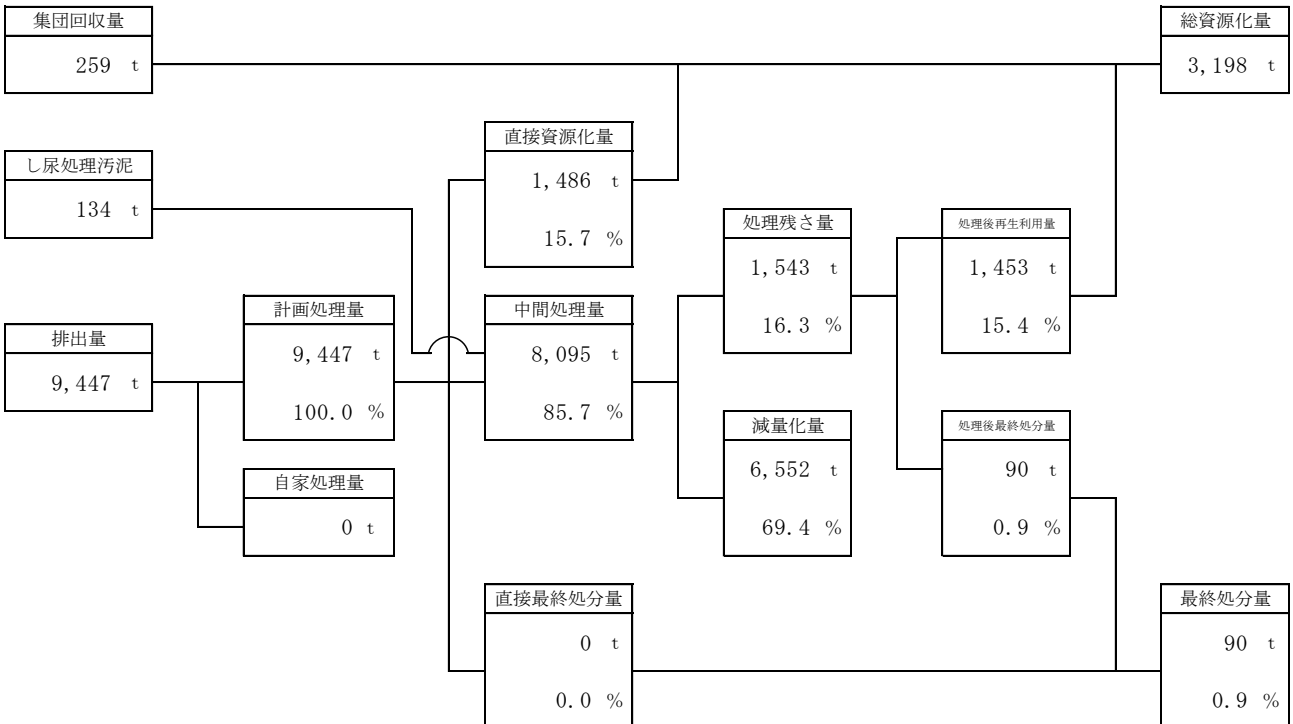
注) 事業所数：経済センサス (H18, H21, H24, H26, H28) を基に直線回帰により単純推計。  
R1:11,190事業所 (平塚市：9,280事業所、大磯町：1,050事業所、二宮町860事業所)  
R8:R1事業所数と同数と仮定  
計画収集人口：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県人口と世帯」ただし、R8年度は「第二期 平塚市・大磯町・二宮町ブロック ごみ処理広域化実施計画」での推計値。  
R1:316,757人 (平塚市257,729人、大磯町31,284人、二宮町27,744人)  
R8:307,344人 (平塚市251,214人、大磯町30,598人、二宮町25,532人)

※1・排出量は現状に対する割合  
・総資源化量は排出量と集団回収量に対する割合  
・その他は排出量に対する割合

※2・(1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3・(1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》  
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]  
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]  
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]  
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]  
最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 4-2 大磯町の目標達成時の一般廃棄物等の処理状況フロー (令和 8 年度)



表 2-3 二宮町の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ <sup>1</sup> ) (令和元年度)	目標 (割合※ <sup>1</sup> ) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	788 トン	781 トン (-0.9%)
	1 事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	0.81 トン/事業所	0.80 トン/事業所 (-1.2%)
	生活系 総排出量	7,680 トン	6,657 トン (-13.3%)
	1 人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	188 kg/人	160 kg/人 (-14.9%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	8,468 トン	7,438 トン (-12.2%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	1,393 トン (16.5%)	1,563 トン (21.0%)
	総資源化量	2,891 トン (34.1%)	2,901 トン (39.0%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	発電電力量	2,960 MWh	2,262 MWh
	熱利用量	43,905 GJ	33,562 GJ
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	84 トン (1.0%)	70 トン (0.9%)

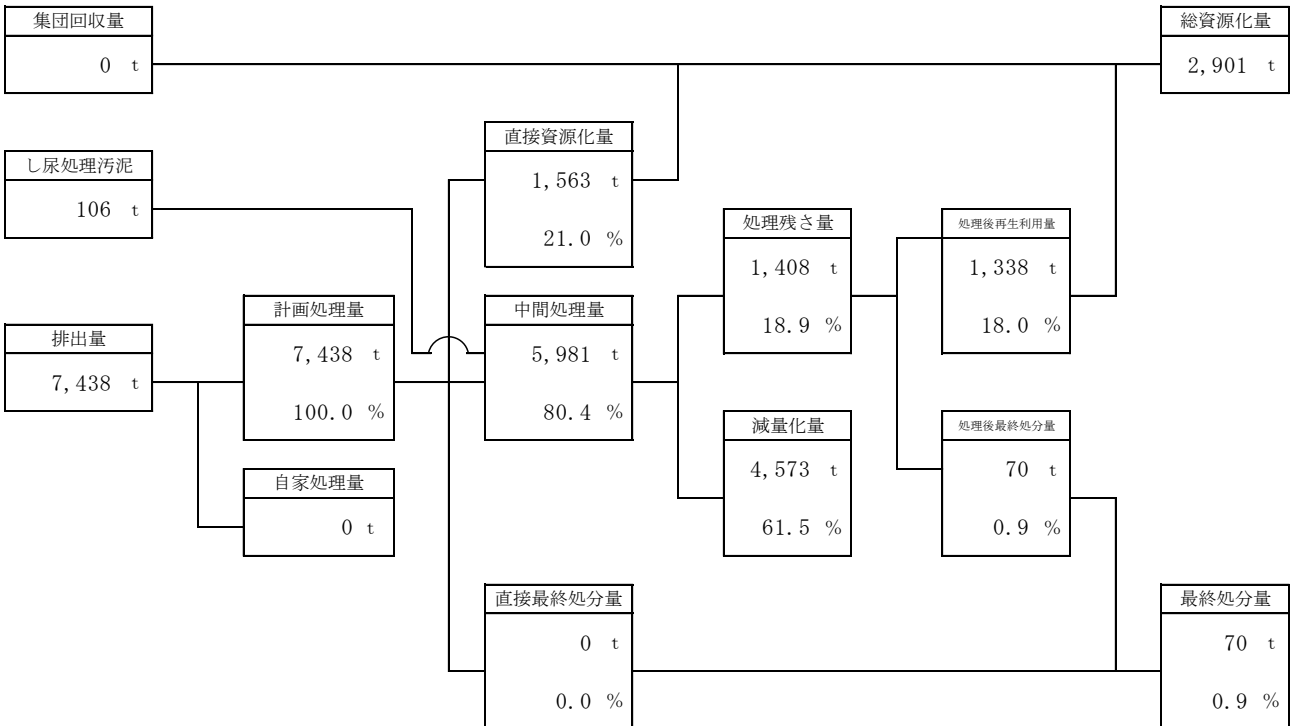
注) 事業所数：経済センサス (H18, H21, H24, H26, H28) を基に直線回帰により単純推計。  
R1:11,190事業所 (平塚市：9,280事業所、大磯町：1,050事業所、二宮町860事業所)  
R8:R1事業所数と同数と仮定  
計画収集人口：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」ただし、R8年度は「第二期 平塚市・大磯町・二宮町ブロック ごみ処理広域化実施計画」での推計値。  
R1:316,757人 (平塚市257,729人、大磯町31,284人、二宮町27,744人)  
R8:307,344人 (平塚市251,214人、大磯町30,598人、二宮町25,532人)

※1・排出量は現状に対する割合  
・総資源化量は排出量と集団回収量に対する割合  
・その他は排出量に対する割合

※2・(1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3・(1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》  
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]  
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]  
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]  
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]  
最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図 4-3 二宮町の目標達成時の一般廃棄物等の処理状況フロー (令和 8 年度)

(4) 生活排水の処理の目標

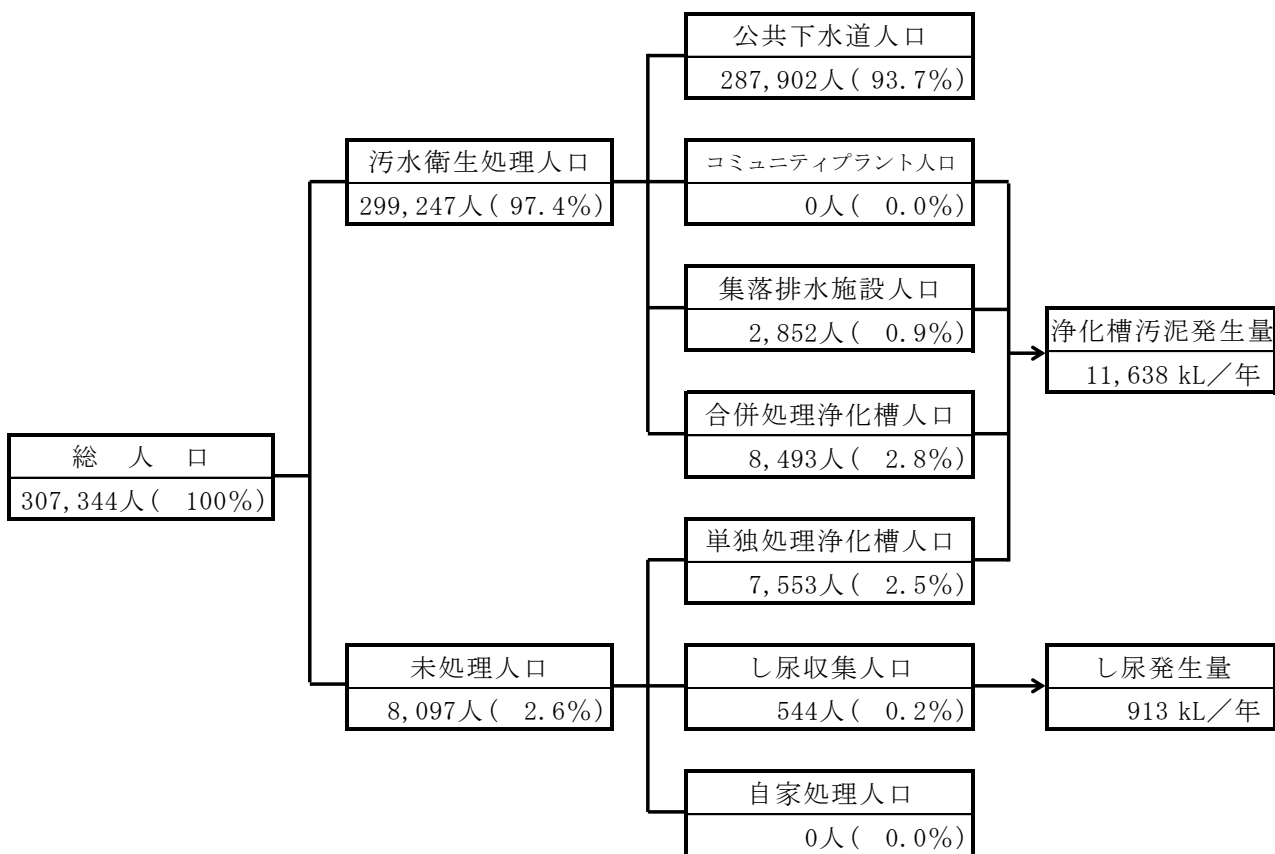
生活排水処理の目標は、表3に掲げるとおり、汚水衛生処理率の更なる向上を目指し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、し尿処理施設の効率的な整備等を進めていくものとする。また、令和8年度における目標達成時の生活排水の処理状況フローは、図5に示すとおりである。

表3 生活排水の処理に関する現状と目標

	令和元年度実績 (割合)	令和8年度目標 (割合)
処理形態別人口合計	316,757 人	307,344 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	303,605 人 ( 95.8%)	299,247 人 ( 97.4%)
(1) コミュニティプラント人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	10,227 人 ( 3.2%)	8,493 人 ( 2.8%)
(3) 下水道人口	290,466 人 ( 91.7%)	287,902 人 ( 93.7%)
(4) 集落排水施設人口	2,912 人 ( 0.9%)	2,852 人 ( 0.9%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	12,098 人 ( 3.8%)	7,553 人 ( 2.5%)
3. 非水洗化人口	1,054 人 ( 0.3%)	544 人 ( 0.2%)
(1) し尿収集人口	1,054 人 ( 0.3%)	544 人 ( 0.2%)
(2) 自家処理人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
し尿・汚泥量の合計	19,150 kL/年	12,551 kL/年
し尿発生量	1,802 kL/年	913 kL/年
浄化槽汚泥発生量	17,348 kL/年	11,638 kL/年

※1 汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／処理形態別人口合計

※2 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。



※ 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和8年度）

〈参考：構成市町別の生活排水処理に関する現状と目標及び目標達成時の生活排水の処理状況フロー〉

表 3-1 平塚市の生活排水処理に関する現状と目標

	令和元年度実績 (割合)	令和8年度目標 (割合)
処理形態別人口合計	257,729 人	251,214 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	255,116 人 ( 99.0%)	249,709 人 ( 99.4%)
(1) コミュニティプラント人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	1,650 人 ( 0.6%)	1,488 人 ( 0.6%)
(3) 下水道人口	250,554 人 ( 97.2%)	245,369 人 ( 97.7%)
(4) 集落排水施設人口	2,912 人 ( 1.1%)	2,852 人 ( 1.1%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	2,082 人 ( 0.8%)	1,245 人 ( 0.5%)
3. 非水洗化人口	531 人 ( 0.2%)	260 人 ( 0.1%)
(1) し尿収集人口	531 人 ( 0.2%)	260 人 ( 0.1%)
(2) 自家処理人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
し尿・汚泥量の合計	6,817 kL/年	4,557 kL/年
し尿発生量	1,078 kL/年	511 kL/年
浄化槽汚泥発生量	5,739 kL/年	4,046 kL/年

※1 汚水衛生処理率=水洗化・生活雑排水処理人口/処理形態別人口合計

※2 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

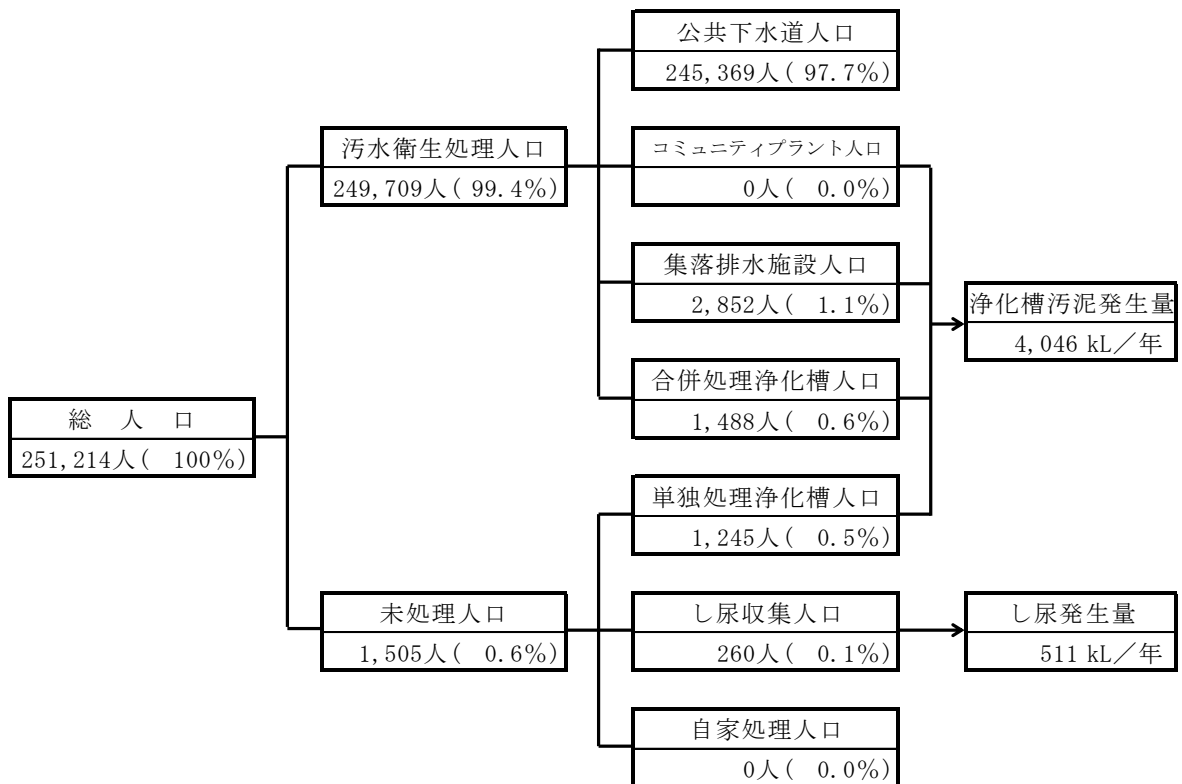


図 5-1 平塚市の目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和8年度）

表 3-2 大磯町の生活排水処理に関する現状と目標

	令和元年度実績 (割合)	令和8年度目標 (割合)
処理形態別人口合計	31,284 人	30,598 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	27,499 人 ( 87.9%)	28,404 人 ( 92.8%)
(1) コミュニティプラント人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	7,467 人 ( 23.9%)	6,254 人 ( 20.4%)
(3) 下水道人口	20,032 人 ( 64.0%)	22,150 人 ( 72.4%)
(4) 集落排水施設人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	3,498 人 ( 11.2%)	2,042 人 ( 6.7%)
3. 非水洗化人口	287 人 ( 0.9%)	152 人 ( 0.5%)
(1) し尿収集人口	287 人 ( 0.9%)	152 人 ( 0.5%)
(2) 自家処理人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
し尿・汚泥量の合計	6,591 kL/年	4,307 kL/年
し尿発生量	396 kL/年	219 kL/年
浄化槽汚泥発生量	6,195 kL/年	4,088 kL/年

※ 汚水衛生処理率=水洗化・生活雑排水処理人口/処理形態別人口合計

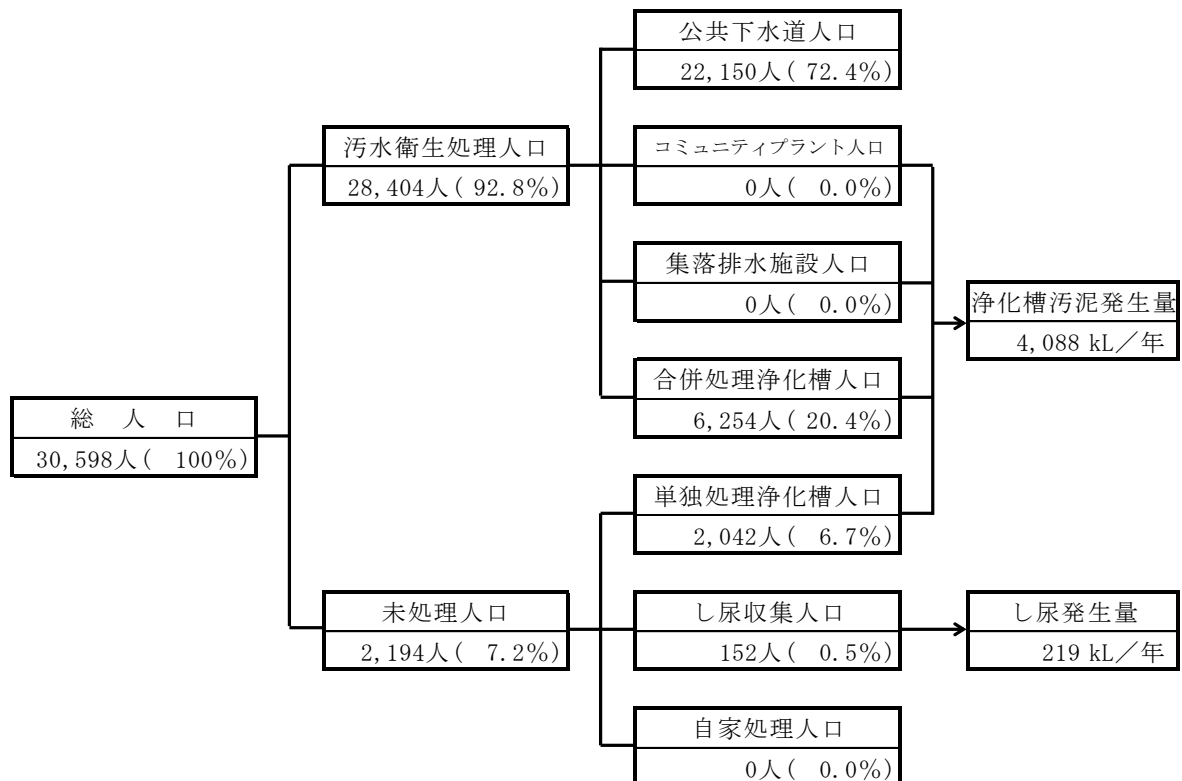


図 5-2 目標達成時の生活排水の処理状況フロー (令和 8 年度)

表 3-3 二宮町の生活排水処理に関する現状と目標

	令和元年度実績 (割合)	令和8年度目標 (割合)
処理形態別人口合計	27,744 人	25,532 人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	20,990 人 ( 75.7%)	21,134 人 ( 82.8%)
(1) コミュニティプラント人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	1,110 人 ( 4.0%)	751 人 ( 2.9%)
(3) 下水道人口	19,880 人 ( 71.7%)	20,383 人 ( 79.8%)
(4) 集落排水施設人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	6,518 人 ( 23.5%)	4,266 人 ( 16.7%)
3. 非水洗化人口	236 人 ( 0.9%)	132 人 ( 0.5%)
(1) し尿収集人口	236 人 ( 0.9%)	132 人 ( 0.5%)
(2) 自家処理人口	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
し尿・汚泥量の合計	5,742 kL/年	3,687 kL/年
し尿発生量	328 kL/年	183 kL/年
浄化槽汚泥発生量	5,414 kL/年	3,504 kL/年

※1 汚水衛生処理率=水洗化・生活雑排水処理人口/処理形態別人口合計

※2 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある。

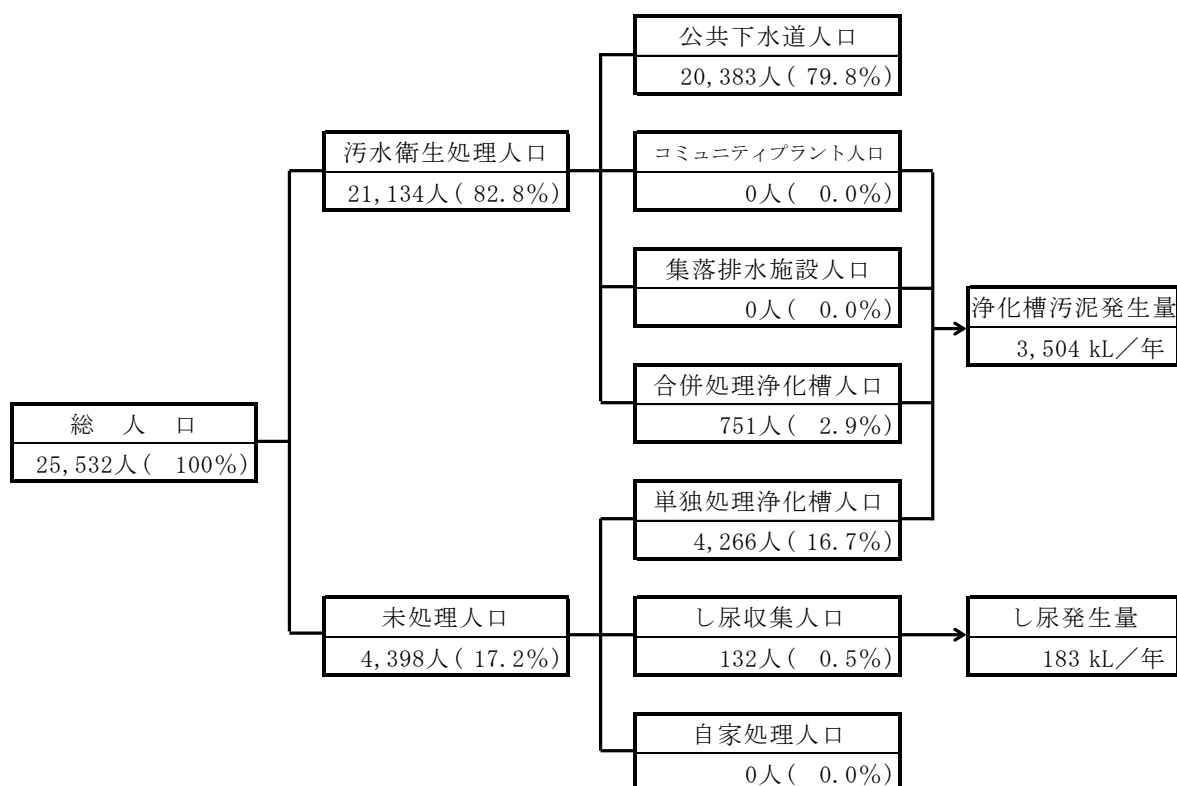


図 5-3 二宮町の目標達成時の生活排水の処理状況フロー (令和8年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 減量化の推進

ごみの減量は、住民、事業者、行政の三者が連携して3Rを推進することで実現できる。そこで、行政として様々な施策を行うことで住民及び事業者がごみの減量や食品ロスの削減に協力しやすくなるよう方向付けをしていくことが重要である。

具体的には、住民に対しては、不要なものを買わないこと、使い捨て製品の使用を控えること、簡易包装の推進やマイバッグの使用等、環境のために一人ひとりのライフスタイルに変革を促すこと、事業者に対しては、拡大生産者責任の考え方に基づいてごみになりにくい商品の製造・販売等、環境にやさしい事業活動に努めること等について、行政から働きかけを行う。また、住民・事業者それぞれの役割分担に応じた自主的な取り組みが促進される仕組みをつくることで、生活系ごみ、事業系ごみの排出抑制を進める。

##### 1) 生活系ごみの排出抑制

総排出量の約80パーセントを占める生活系ごみの一層の排出抑制を進めるため、食品ロスなどの厨芥類の発生や排出抑制、生活系ごみの有料化等や戸別収集のあり方の研究に取り組み、減量化を推進する。

##### (ア) 厨芥類の発生・排出抑制の推進

収集ごみの大半を占める可燃ごみを減量するため、厨芥類発生抑制の点から予め使い切る量を想定した上での食材等の購入はもちろんのこと、残ってしまった場合や残らないような調理方法あるいは献立の工夫等を行い、それでも排出されるものは水切りの徹底や生ごみ処理機の活用等の排出抑制の普及啓発に取り組む。

具体的な施策としては、厨芥類の発生抑制や排出抑制のための普及啓発が挙げられる。食材の計画的な購入、エコクッキングやフードドライブを活用し、生ごみの発生を抑制できるよう普及啓発に努める。また、生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機の活用等、住民が取り組むことができる方策を、市民団体（平塚市ごみ減量化推進員・おおいそ廃棄物減量化等推進員・二宮町ごみ減量化研究会）等を通じて普及啓発に努める。特に、生ごみ処理機の活用に関しては、各市町における助成制度の活用を促進するほか、講習会の開催やイベント等を通じ、より一層の普及啓発を図る。また、生ごみの水切りについては、市民団体を中心にキャンペーン等の実施を継続する。

##### (イ) 生活系ごみの有料化等の研究

生活系ごみの有料化等により、排出量に応じて費用負担に差が生まれ、負担の公平性が確保される。また、負担を軽減しようとする経済的インセンティブ（動機付け）が働くことから、排出抑制及び分別意識の向上が期待でき、ごみ処理への関心が高まる。さらに、環境に配慮したごみ袋を導入することで、可燃ごみの焼却時における地球温暖化対策や海洋プラスチックごみ対策等の効果も期待できるため、生活系ごみの有料化等の導入や有料袋の適正な料金設定や見直しなどの研究を行う。

具体的な施策としては、生活系ごみの有料化や環境に配慮したごみ袋の導入の研究が

挙げられる。また、他自治体における先進事例を調査し、排出抑制効果の検証を行い、有料化の対象範囲、料金水準、料金徴収方法、その他の必要性等についても継続的に研究する。

#### (ウ) 戸別収集のあり方の研究

高齢世帯や共働き世帯の増加等といった社会状況の変化により、ごみ集積所までのごみ出しやごみ集積所の環境保持の困難性が危惧されている。戸別収集は、そうした課題への対応策が期待できるとともに分別意識の向上、ごみの排出状況の改善から減量化の推進、ひいては資源化の推進にも繋がることが期待される。また、歩道や狭い道路などの歩行者等の安全面や景観面が改善されることから、戸別収集のあり方の研究を進める。

具体的な施策としては、アンケートの実施や戸別収集の研究と地域を限定した社会実験が挙げられる。戸別収集の効果検証や経済性、地域性などの諸条件を鑑みた上で、地域ごとに一部導入など最適な収集のあり方を研究する。また、社会実験を通じて全体の戸別収集のあり方の研究を進める。

## 2) 事業系ごみの排出抑制

総排出量の約 20 パーセントを占める事業系ごみの排出抑制や食品ロスの削減を進めるため、多量排出事業者への指導を強化するほか、法令や計画に関する普及啓発をする。また、処理手数料の適正化や排出ルール策定の策定等に取り組み、減量化を推進する。

#### (ア) 事業系地域循環共生圏の推進

これまで焼却処理していた可燃性の事業系ごみの一部を資源循環の素材として活用する。一定規模の地域でリサイクルループを形成することで、地球温暖化対策や排出抑制に繋げる仕組みを研究する。

具体的な施策としては、事業系地域循環共生圏社会実験の実施が挙げられる。食品や紙などのリサイクルループの可能性が高い品目について、事業者間の調整を支援し、協力を得ながら社会実験を実施する。また、事業者の意見聴取を通じて、新たな品目の研究と試験を重ね、事業系ごみの地域循環を推進する。

#### (イ) 多量排出事業者への指導

一定量以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）に対し、排出抑制に向けた指導を徹底する。

具体的な施策としては、多量排出事業者への処理計画書の策定義務付け等が挙げられる。多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等の推進や処理計画書の策定義務付け等の指導を強化していく。また、立ち入り調査等も実施し、減量化・資源化等の推進を含め適正処理を促進する。

#### (ウ) 事業系ごみの処理手数料の見直しやルールづくり等

事業系ごみの排出抑制を促進するため、経済的インセンティブ（動機付け）が働くような処理手数料の見直しや事業系ごみ排出ルールの明確化を図る。



具体的な施策としては、事業系ごみ処理手数料の見直しや事業系ごみの排出ルールの策定と指導の強化が挙げられる。現在の事業系ごみ手数料については、排出者責任の徹底の観点から、広域処理の開始を契機に適正水準となるよう料金体系を含めた見直しを行っているが、引き続き見直しの検討を行う。また、資源化による排出抑制を進めるため、受け入れられる事業系ごみの排出ルートを策定し、資源化可能な紙類等のごみについては、事業者自ら資源化する等の排出ルールの徹底に向けた指導を強化する。さらに、資源物や不適正物の混入を防ぐため、搬入時の検査を強化する。

## イ 資源化の推進

資源化は、排出者である住民及び事業者両者が資源再生物や有用品を分別排出することが大切であることから、住民及び事業者に働きかけを行っていく。住民に対しては、資源化可能な商品や再生品の利用を促進することで資源化が容易に行われるようなライフスタイルに改善すること、事業者に対しては、自らがごみの排出者であることの認識を高めるとともに再生利用し易い商品の製造・販売を行うよう、行政から働きかけをすることが必要と考えている。また、行政はごみとして処理されているものを資源として再生利用できるような、より効率的な資源化システムの構築を図っていくことや情報提供の充実を図っていくことが必要と考えている。

できる限り廃棄物の排出を抑制しながら、廃棄物となったものについては、可能な範囲で循環資源として有効利用を図る。さらに、やむを得ず焼却処理をするごみについては、熱回収及び焼却残渣の資源化を継続する。

### 1) 資源化品目の充実

これまで排出されていたごみのうち、資源化可能な品目を分別（選別）し、資源化を行う。また、これまで有償で資源化を行っていた品目が社会情勢等の影響によって、逆有償となる可能性も想定される。その影響を見据えつつ、資源枯渇の問題等からも更なる資源化が求められている状況を踏まえ、資源化の方向性を共有し、国や県の動向あるいは技術革新を見据えた資源化品目の加除及び質の向上に取り組み、資源化を推進する。

#### (ア) 資源化品目数の維持

施設整備等により、従来焼却処理されていた剪定枝等の木質系廃棄物の資源化や、一部が破砕処理されていた小型家電や蛍光管の資源化については、引き続き効率的に行いしつつ、社会情勢等の影響などによりやむなく資源化から除外する品目と新たに追加する品目の研究を通じて、資源化品目数の維持に努める。

具体的な施策としては、木質系廃棄物、小型家電や蛍光管の資源化の継続と資源化品目の研究が挙げられる。資源化品目の研究を行いつつ、家庭等から排出される剪定枝をチップ化し、生成品として資源化を図ることや小型家電や蛍光管について引き続き資源化を図る。

#### (イ) 資源化品目の質及び量の維持・向上

これまで分別収集区分の変更や施設整備により一定の資源化品目の拡大を行えたが、

今後品目を拡大するには更なる施設整備が必要となり、費用や分別する負担が発生することのほか、これまで有償で資源化を行っていた品目が社会情勢等の影響によって、逆有償となる可能性も想定される。その影響を見据えつつ、資源枯渇の問題等からも更なる資源化が求められている状況を踏まえ、資源化している品目のより効率的な処理方法の研究や新たな品目を追加する検討をしつつ、資源化品目の質の維持・向上を図る。

具体的な施策としては、新たな資源化品目の検討や資源化量を向上させる手法の研究が挙げられる。これまで進めてきた資源化品目を社会情勢や技術革新を見据え、品目の質を維持することや向上させる手法を研究し、可能なものから導入し資源化を図る。

#### (ウ) 容器包装リサイクルシステムの推進

容器包装リサイクルシステムを確立するため、容器包装廃棄物の分別収集品目を統一し、共同処理を開始したことで効率的な資源化が図られている。引き続き、容器包装リサイクルシステムを推進する。

具体的な施策としては、容器包装廃棄物の共同処理による効率的な資源化が挙げられる。容器包装廃棄物については、平塚市リサイクルプラザ及び大磯町リサイクルセンターで共同処理することにより、より効率的な資源化を推進する。

## 2) 処理残渣の資源化

平塚・大磯・二宮地域では、資源化の有効方策として、引き続き焼却施設の処理残渣の資源化を推進する。

#### (ア) 焼却残渣（焼却灰等）の資源化

平塚市環境事業センターの焼却残渣（焼却灰等）の資源化を引き続き実施する。

具体的な施策としては、焼却残渣は、民間の資源化業者による資源化（溶融スラグ化等）を行い、最終処分量を削減し、主に建設資材（路盤材等）としての有効利用を図る。

#### (イ) 施設処理残渣の資源化の検討

広域処理施設において発生する処理残渣の資源化の検討を進める。

具体的な施策としては、施設処理残渣の研究が挙げられる。環境事業センターの焼却残渣は、民間の資源化業者による資源化を行っていることから、それ以外の施設処理残渣を分析した上で、資源化可能な方法や費用対効果、最終処分量の削減効果を研究し、有効利用方法を研究する。

## 3) 分別排出の徹底

分別収集区分等を原則として統一するとともに、分別排出の徹底に向けた普及啓発を行い、より一層の資源化を推進する。

#### (ア) 最適な分別区分の確立

分別収集区分については、処理施設の新設や既設に関わらず、施設の受入れ基準に合わせ、処理の効率性の観点から、これまで統一するものとして進めてきた。引き続き、原則統一するものとしつつ、時代背景や技術革新を見据え、1市2町における最適な分

別区分を確立する。

具体的な施策としては、分別収集区分、排出方法の統一が挙げられる。分別収集区分、排出方法については原則統一化を目指すことで、処理の効率性を高め、資源化を推進する。なお、新たに資源化できるものについては、できるだけ資源化することを引き続き検討する。

#### (イ) 適正な分別の普及啓発と指導

分別収集区分に基づいた適正な分別が図られることにより、効率的な資源化が推進される。そのため、引き続き適正な分別に向けた普及啓発と指導を継続する。

具体的な施策としては、分別区分の普及啓発と適正な分別の指導が挙げられる。生活系ごみについては、収集時における指導（警告ステッカー）等を通じ分別排出の徹底を継続的に実施する。事業系ごみについては、施設搬入時の検査等により、分別排出の徹底を継続的に実施する。新たな分別区分については、自治会や市民団体（平塚市ごみ減量化推進員・おおいそ廃棄物減量化等推進員・二宮町ごみ減量化研究会）等を通じて住民、事業者への周知啓発に努める。

#### (ウ) ごみの減量化・資源化協力店制度の推進

分別排出の前段として、ごみになるものを売らない、買わないことが実現できる仕組みづくりとして、引き続きごみの減量化や資源化を推進する小売店等の登録制度の拡充に努める。

具体的な施策としては、ごみ減量化・資源化協力店制度の推進が挙げられる。平塚市では平成8年度から「ごみ減量化・資源化協力店制度」、大磯町では平成9年度から「ごみ減量・リサイクル協力店制度」、二宮町では平成23年度から「可燃ごみ水分削減協力店」による指定袋販売店の設定を実施している。今後は現在の制度のあり方を研究し社会情勢などを踏まえ、最適な制度化を図る。

### ウ 住民、事業者、行政の協働

自然共生社会の実現、排出抑制・資源化を推進していくため、住民、事業者の排出抑制・資源化の意識向上を図りそれぞれの役割分担に応じた取り組みを進め協働を目指す。

#### 1) 住民、事業者、行政の役割

排出抑制や資源化を協働して進めるためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場の役割を相互に理解する必要がある。そのため、役割分担や役割意識が向上するような普及啓発を引き続き推進するとともに、SDGsの観点からマイクロプラスチックを起因とする海洋汚染の問題や食品ロスの問題などについても積極的に啓発していく。

#### (ア) 住民、事業者、行政の役割意識の向上

役割分担の再認識や役割意識の向上に向けて、それぞれの役割を再認識する普及啓発に合わせてマイクロプラスチックや食品ロスの問題も取り上げ、引き続き意識の向上を図る。

具体的な施策としては、住民、事業者、行政の役割の意識醸成や住民・事業者への啓

発の実施が挙げられる。住民には、ライフスタイルの見直し、分別の徹底、発生抑制及び排出抑制に努めること等を市民団体（平塚市ごみ減量化推進員・おおいそ廃棄物減量化等推進員・二宮町ごみ減量化研究会）等と協働して意識向上を図る。また、各種団体とのセミナーや講演会、イベントや相談会などの共催を通じて啓発活動の実施や自主活動の取り組みを支援し、意識向上に努める。事業者には、事業活動に伴って発生する廃棄物の減量、資源化に努める必要性、すぐごみにならない製品の供給や再生品の販売等、ごみの減量につながる事業活動に努める必要性を国や県などと協力して意識向上を図る。行政は、広報活動や関係機関との協力体制づくりの確立、住民や事業者への発生抑制や資源化の推進、分別の徹底に取り組む環境を整備し、収集した廃棄物の適正処理と更なる減量化、資源化に努める。

## エ 生活排水対策

浄化槽の適正な維持管理等を促進するため、広報、啓発活動を積極的に行う。

### 1) 浄化槽の適正な維持管理等に関する啓発

住民に対して、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。

### 2) 合併処理浄化槽への転換促進

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の地域において、合併処理浄化槽への転換を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、**表 4**のとおりである。

現在、分別区分については、平塚・大磯・二宮地域の間で概ね統一されているが、一部異なる部分がある。そのため、今後は地域の特性、過去の経緯等を総合的に考慮し、処理の効率性の観点から原則として統一することを基本とする。

なお、分別収集区分は呼称だけでなく、考え方が異なる部分もあるため、処理施設の設備内容や各市町の収集形態等に考慮した上で、相応しい区分に変更する。

処理体制については、「平塚市環境事業センター」、「平塚市粗大ごみ破碎処理場」、「平塚市リサイクルプラザ」、「大磯町リサイクルセンター」、「二宮町ウッドチップセンター」、「平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場」で処理を行う。可燃ごみは、平成 25 年 10 月から稼働している「平塚市環境事業センター」で処理を行うとともに発電と余熱利用を行う。不燃ごみ、粗大ごみは、「粗大ごみ破碎処理場」を利用して処理を行う。資源ごみ（空き缶・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック）は、「平塚市リサイクルプラザ」で処理を行う。大磯町と二宮町のペットボトル・容器包装プラスチックは、「大磯町リサイクルセンター」で処理を行う。剪定枝は、「二宮町ウッドチップセンター」で処理を行う。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも、生活系ごみの分別区分に準じ、収集・処分を行う。また、一定量以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）に対しては、事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画書の作成を促し、計画書に基づく減量、処理を実行するよう推進し、排出抑制に向けた指導を徹底する。

平塚市では、平成 17 年度より、事業系一般廃棄物を 3 トン／月、36 トン／年以上排出する事業者を多量排出事業者として指定し、廃棄物の処理に関する実績、減量化・資源化計画を作成しなければならないとしている。

なお、計画書を提出しない場合など、事業者が減量化・資源化に対する意思がない場合は、廃棄物の受入を市が拒否することが出来る。

二宮町では、概ね 9 トン／年以上排出する事業者を多量排出事業者として、事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項について計画書の提出を求めている。

なお、計画書を提出しない場合や処理に関する改善勧告に従わない場合等は、廃棄物の受入を町が拒否することが出来る。大磯町には同様の制度がないため、今後策定に向けて検討する。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っておらず、今後も引き続き処理を行う予定はない。

## エ 生活排水処理の現状と今後

下水道整備区域での未接続世帯の早期接続を促進するとともに、引き続き、下水道が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽への転換促進に努める。

平塚市と大磯町のし尿、浄化槽汚泥については、現在、大磯町美化センターにおいて処理を行っている。今後は、有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）として整備し、衛生処理を継続するとともに、発生する汚泥を資源化（助燃剤化）して、有機性資源の有効利用を推進する。二宮町のし尿、浄化槽汚泥については、二宮町環境衛生センターでの単独処理を継続して行う。

## オ 効率的なごみの輸送

収集体制の見直しや中継機能の確保等、効率的な輸送体制を検討し、収集運搬経費の削減を図る。

## カ 今後の処理体制の要点

◇ごみの処理については、これまでどおりの処理体制を継続する。

◇新たに整備する有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）において、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物を併せて処理するとともに、汚泥の助燃剤化により資源回収し、有効利用を図る。

表4 平塚・大磯・二宮地域各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和元年度）											
平塚市				大磯町				二宮町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理量（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理量（t）	分別区分	処理方法	処理施設等	処理量（t）
可燃ごみ	焼却（発電・熱回収）	平塚市環境事業センター	42,327	可燃ごみ	焼却（発電・熱回収）	平塚市環境事業センター	5,724	可燃ごみ	焼却（発電・熱回収）	平塚市環境事業センター	4,589
不燃ごみ（蛍光管含む）	破砕・資源化	平塚市粗大ごみ破砕処理場	4,111	不燃ごみ（蛍光管含む）	破砕・資源化	平塚市粗大ごみ破砕処理場	417	不燃ごみ	破砕・資源化	平塚市粗大ごみ破砕処理場	517
粗大ごみ		平塚市粗大ごみ破砕処理場	261	粗大ごみ		平塚市粗大ごみ破砕処理場	180	粗大ごみ		平塚市粗大ごみ破砕処理場	108
有害ごみ	資源化	委託	67	有害ごみ	資源化	委託	14	有害ごみ	資源化	委託	10
古紙類		売却	6,462	古紙類		売却	956	古紙類		売却	1,254
空き缶類		平塚市リサイクルプラザ	934	空き缶類		平塚市リサイクルプラザ	36	空き缶類		平塚市リサイクルプラザ	24
金属		売却	880	金属		売却	269	金属		売却	163
ビン		平塚市リサイクルプラザ	1,669	ビン		平塚市リサイクルプラザ	253	ビン		平塚市リサイクルプラザ	195
布類		売却	1,296	布類		売却	198	布類		売却	128
廃食用油			101	廃食用油			12	廃食用油			8
ペットボトル		平塚市リサイクルプラザ	959	ペットボトル		大磯町リサイクルセンター	96	ペットボトル		大磯町リサイクルセンター	91
プラクル（容器包装プラスチック）			2,957	容器包装プラスチック			448	容器包装プラスチック			410
剪定枝		二宮町ウッドチップセンター	235	剪定枝		二宮町ウッドチップセンター	104	剪定枝		二宮町ウッドチップセンター	88
小型家電		委託	103	小型家電		委託	6	蛍光管		委託	5
								小型家電			90

今後（令和8年度）									
1市2町									
分別区分	処理方法		処理施設等		処理量（t）	分別区分			
			1次処理	2次処理					
可燃ごみ	焼却	発電・熱回収	平塚市環境事業センター	資源化（委託）	43,654	可燃ごみ			
不燃ごみ	破砕	資源化	平塚市粗大ごみ破砕処理場	売却・平塚市環境事業センター・最終処分場	4,447	不燃ごみ			
粗大ごみ				粗大ごみ	496				
有害ごみ	資源化		委託		83	有害ごみ			
古紙類	資源化		売却		10,403	古紙類			
空き缶類	選別・圧縮・梱包	資源化	平塚市リサイクルプラザ	売却	982	空き缶類			
金属	資源化		売却		1,222	金属			
ビン	選別	資源化	平塚市リサイクルプラザ	売却	2,134	ビン			
布類	資源化		売却		1,516	布類			
廃食用油	資源化		売却		120	廃食用油			
ペットボトル	選別・圧縮・梱包	資源化	平塚市リサイクルプラザ/大磯町リサイクルセンター	売却	1,118	ペットボトル			
容器包装プラスチック					5,304	容器包装プラスチック			
剪定枝	破砕	資源化	二宮町ウッドチップセンター	売却	423	剪定枝			
蛍光管類	資源化		委託		5	蛍光管類			
小型家電	資源化		委託		192	小型家電			

表5 生活系ごみの分別の種類（令和2年4月現在）

一般的なごみの種類	分別収集区分（現状）			
	平塚市	大磯町	二宮町	
古紙類	古紙類	古紙	古紙類	
空き缶（アルミ缶、スチール缶）	空き缶類	空き缶類	空き缶類	
金属類	金属	金属類	金属	
ビン	ビン	ビン	ビン	
布類	布類	古布	布類	
廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	
容器包装 プラスチック	プラクル（容器包 装プラスチック）	容器包装 プラスチック	容器包装 プラスチック	
剪定枝	剪定枝	剪定枝	剪定枝	
不燃ごみ	製品プラスチック	不燃ごみ	不燃ごみ	
				蛍光管
	家電機器	小型家電	小型家電	家電類
可燃ごみ	生ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	
				可燃ごみ
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	寝具類	
			区分なし （戸別収集）	
有害ごみ （乾電池、水銀体温計等）	有害ごみ	有害ごみ	有害ごみ	



(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	汚泥再生処理センター 大磯町美化センター	有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業	29kL/日 (予定)	大磯町虫窪66	(R10~R12)	—

(整備理由)

事業番号1 し尿処理施設の老朽化、し尿処理汚泥の再生利用促進

表7 現有処理施設の概要

種類	施設名	所在地	対象物	処理方式 または 埋立方式	処理能力 または 埋立容量	稼働年度 または 供用年度
高効率ごみ発電施設	平塚市環境事業センター	平塚市大神3230	可燃ごみ	全連続炉 (流動床式)	315t/日	H25.10
不燃・粗大及び資源 化施設	平塚市粗大ごみ破砕処理場	平塚市堤町3-5	不燃ごみ、粗大ごみ	横型回転衝撃せん断式	55t/5h	H1.4
	平塚市リサイクルプラザ	平塚市四之宮7-3-5	ビン、缶、 ペットボトル、 容器包装プラスチック	選別圧縮梱包	46.86t/日	H16.4
	大磯町リサイクルセンター	大磯町虫窪53	容器包装プラスチック ペットボトル 積替機能	選別圧縮梱包 積替圧縮 一時貯留	リサイクル機能：6t/日 積替機能：47t/日	H30.4
	二宮町ウッドチップセンター	二宮町緑が丘1-12-2	剪定枝	破碎処理(チップ化)	12t/日	H27.10
し尿処理施設	大磯町し尿処理施設	大磯町虫窪66	し尿及び浄化槽汚泥	膜分離高負荷脱窒素 処理	50kL/日	S53.4 (処理方式変更H5.4)
	二宮町環境衛生センター	二宮町中里207-1	し尿及び浄化槽汚泥	直接脱水、希釈処理 (公共下水道放流)	25kL/日	S51.4 (処理方式変更R1.11)
最終処分場	平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場	平塚市土屋	残渣(埋立)	サンドイッチ方式	456,000m <sup>3</sup>	S59.4

※：各施設の位置図は添付資料を参照

イ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備については、表8のとおり行う。

表8 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (令和元年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
2	浄化槽設置整備事業					
	平塚市	349	5	30	R3~R7	平塚市国土強靱化地域計画
	大磯町	21	10	60	R3~R7	大磯町国土強靱化地域計画
	二宮町	1	40	280	R3~R7	—

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) アの施設整備に先立ち、表9のとおり計画支援事業を行う。

**表9 実施する計画支援事業**

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る調査	P F I 導入可能性調査 地質調査	R3
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	R3
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る土壌調査	土壌調査	R4～R6
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る調査	P F I 導入可能性調査	R7
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	R7
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る測量調査	測量調査	R7
	汚泥再生処理センター整備事業（事業番号1）に係る基本設計	施設整備基本計画の策定	R7

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

### イ 不法投棄対策

不法投棄件数は年々減少傾向にあるものの、未だ不法投棄が絶えない状況にある。平塚・大磯・二宮地域では、県と警察との合同パトロールをはじめ、職員のパトロール並びに撤去、不法投棄防止を呼びかける看板を設置するなど今後も不法投棄防止に努める。

### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

それぞれの市町が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的な処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築している。

災害廃棄物の処理方針として、木くず、その他可燃物、コンクリート塊、金属くず、その他不燃物、この5種類を最大限分別した後の混合廃棄物の6区分に分別して再利用・再資源化を推進し、解体撤去時から分別の徹底を図る。

なお、再利用・再資源化を可能な限り推進することで、最終処分量の削減も図る。

また、災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための仮保管場所を確保し、運用する。平塚市では「大神市民スポーツ広場」を、大磯町では「大磯運動公園南側駐車場」を、二宮町では「環境衛生センター桜美園」を仮保管場所として選定している。

### エ 最終処分量の削減

徹底した減量化、資源化の推進により、最終処分量を削減することで、既存の平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場の延命化を図り適正処分を推進する。

#### 1) 埋め立てするごみの見直し

現在は埋立ごみとされている不燃ごみの区分及び処理方法を見直し、資源化可能なものについては資源化を図る。

具体的な施策としては、不燃ごみの区分及び処理方法の見直しが挙げられる。これまで、不燃ごみとして区分していた小型家電並びに蛍光灯等を資源化することで処分量を削減したため、引き続き資源化可能な品目を研究し、埋め立てするごみの見直しを推進する。

#### 2) 不燃物処理施設の整備

既存の平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場については、計画期間内に残余容量が不足することはないと推定されるが、最新の残余容量測量調査結果による埋立状況等を確認しな

がら将来二宮町に整備予定としている不燃物処理施設の整備について検討する。

具体的な施策としては、新たな有効活用を考慮した施設整備の検討が挙げられる。技術革新を踏まえ、不燃ごみ等の新たな有効活用の研究をしつつ、施設整備の方向性を検討する。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

平塚・大磯・二宮地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



## 添付資料目次

- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- 参考資料様式6 施設概要（し尿処理施設系）
- 参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式8 計画支援概要
- 添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
- 添付資料2 地域内の施設の現況と予定（位置図）
- 添付資料3 浄化槽設置整備事業対象区域
- 添付資料4 ハザードマップ
- 添付資料5 国土強靱化地域計画





様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1. 地域の概要

(1)地域名	平塚・大磯・二宮地域	(2)地域内人口	316,757 人	(3)地域面積	94.08 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	平塚市、大磯町、二宮町	(5)地域の要件	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合名： ②組合を構成する市町村： ③設立（予定）年月日：				

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
人	口 (人)	318,174	317,837	317,898	317,390	316,757	307,344 (R1比 -3.0%)	
排 出 量	事業系 総排出量 (トン)	23,204	23,490	23,356	22,699	23,121	22,048 (R1比 -4.6%)	
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.93	1.99	1.93	1.92	1.98	1.89 (R1比 -4.5%)	
	生活系 総排出量 (トン)	81,517	80,483	79,058	78,286	78,755	72,099 (R1比 -8.5%)	
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	188	187	184	182	184	158 (R1比 -14.1%)	
	合 計 事業系生活系排出量合計 (トン)	104,721	103,973	102,414	100,985	101,876	94,147 (R1比 -7.6%)	
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)	12,349 (11.8%)	11,929 (11.5%)	11,655 (11.4%)	11,575 (11.5%)	11,486 (11.3%)	13,227 (14.0%)	
	総資源化量 (トン)	27,598 (26.3%)	27,144 (26.0%)	27,489 (26.8%)	26,839 (26.5%)	26,995 (26.4%)	29,255 (31.0%)	
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	35,305	35,759	36,827	38,053	39,367	33,961	
	熱利用量 (GJ)	527,395	539,157	543,371	565,863	583,833	503,810	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	76,030 (72.6%)	76,378 (73.5%)	74,451 (72.7%)	73,658 (72.9%)	74,715 (73.3%)	64,470 (68.5%)	
最 終 処 分 量	埋立最終処分量 (トン)	1,657 (1.6%)	985 (0.9%)	992 (1.0%)	1,022 (1.0%)	1,012 (1.0%)	940 (1.0%)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した（添付資料 1）。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
高効率ごみ発電施設	平塚市環境事業センター	平塚市	全連続炉(流動床式)	315 t/日	H25.10	—	—	(浸水深0.5～3m)タービン発電機室及び受変電設備をかさ上げしている。施設に搬入ができなくなった場合は5市3町1一部事務組合間における相互援助協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	広域施設として継続使用
マテリアルリサイクル推進施設(剪定枝資源化施設)	二宮町ウッドチップセンター	二宮町	チップ化	12 t/日	H27.10	—	—	—	広域施設として継続使用
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)	大磯町リサイクルセンター	大磯町	選別・圧縮・梱包	6 t/日	H30.4	—	—	—	広域施設として継続使用
			積替圧縮・一時保管	47 t/日	H30.4	—	—	—	広域施設として継続使用
マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルプラザ)	平塚市リサイクルプラザ	平塚市	選別・圧縮・梱包	45 t/日	H16.4	—	—	(浸水深0.5～3m)土壌による止水対策。施設に搬入ができなくなった場合は5市3町1一部事務組合間における相互援助協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	広域施設として継続使用
マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ破砕処理施設)	平塚市粗大ごみ破砕処理場	平塚市	横型回転衝撃せん断方式	55 t/5h	H1.4	—	—	(浸水深0.5～3m)シャッターによる止水対策。施設に搬入ができなくなった場合は5市3町1一部事務組合間における相互援助協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	広域施設として継続使用
し尿処理施設	大磯町美化センター	大磯町	膜分離高負荷脱窒素処理方式	50 kL/日	S53.4	—	—	—	
し尿処理施設	二宮町環境衛生センター	二宮町	直接脱水、希釈放流	25 kL/日	R1.11	—	—	—	単独で継続使用
一般廃棄物最終処分場	平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場	平塚市	サンドイッチ方式	223,000m <sup>3</sup>	S59.4	—	—	—	広域施設として継続使用
				233,000m <sup>3</sup>	H9.4				

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
汚泥再生処理センター	大磯町美化センター	大磯町	固液分離・下水道放流	29 kL/日	R13.3	老朽化対応及び資源化のための更新	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した(添付資料2)

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
総人口		318,174	317,837	317,898	317,390	316,757	307,344	
公共下水道人口	汚水衛生処理人口	287,568	288,166	289,139	289,538	290,466	287,902	
	汚水衛生処理率	90.4%	90.7%	91.0%	91.2%	91.7%	93.7%	
コミュニティプラント人口	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	
	汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
集落排水施設人口	汚水衛生処理人口	3,058	3,035	3,038	2,981	2,912	2,852	
	汚水衛生処理率	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	
合併処理浄化槽人口	汚水衛生処理人口	11,198	10,633	10,194	9,864	10,227	8,493	
	汚水衛生処理率	3.5%	3.3%	3.2%	3.1%	3.2%	2.8%	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	16,350	16,003	15,527	15,007	13,152	8,097	

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した（添付資料1）。

5. 合併処理浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月日	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	平塚市	349	1,247	平成11年度	5	30	令和8年度	
浄化槽設置整備事業	大磯町	21	126	平成18年度	10	60	令和8年度	
浄化槽設置整備事業	二宮町	1	7	平成30年度	40	280	令和8年度	

※浄化槽設置整備事業対象区域図を添付した（添付資料3）。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考			
			単位		開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度				
○ 浄化槽に関する事業							34,600	6,812	6,812	6,992	6,992	6,992	34,600	6,812	6,812	6,992	6,992	6,992		
浄化槽設置整備事業	2	平塚市	5	基	R3	R7	4,110	804	804	834	834	834	4,110	804	804	834	834	834		
	2	大磯町	10	基	R3	R7	7,810	1,526	1,526	1,586	1,586	1,586	7,810	1,526	1,526	1,586	1,586	1,586		
	2	二宮町	40	基	R3	R7	22,680	4,482	4,482	4,572	4,572	4,572	22,680	4,482	4,482	4,572	4,572	4,572		
○ 施設整備に関する計画支援事業							100,386	15,411	5,617	45,000	7,700	26,658	100,386	15,411	5,617	45,000	7,700	26,658		
汚泥再生処理センター整備事業に係る調査	31	大磯町			R3	R7	17,050	12,870				4,180	17,050	12,870					4,180	
汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査	31	大磯町			R3	R7	9,141	2,541				6,600	9,141	2,541					6,600	全体事業：R3～R8 総事業費：12,653千円
汚泥再生処理センター整備事業に係る土壌調査	31	大磯町			R4	R6	58,317		5,617	45,000	7,700		58,317		5,617	45,000	7,700			
汚泥再生処理センター整備事業に係る測量調査	31	大磯町			R7	R7	3,228					3,228	3,228						3,228	
汚泥再生処理センター整備事業に係る基本設計	31	大磯町			R7	R7	12,650					12,650	12,650						12,650	
合計							134,986	22,223	12,429	51,992	14,692	33,650	134,986	22,223	12,429	51,992	14,692	33,650		

## 施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名：神奈川県

(1) 事業主体名	大磯町
(2) 施設名称	大磯町美化センター
(3) 工期	(令和10年度～12年度)
(4) 施設規模	処理能力29kL/日（予定）
(5) 形式及び処理方式	固液分離下水道放流方式
(6) 地域計画内の役割	地域内で発生するし尿、浄化槽汚泥及びその他有機性廃棄物の資源化（助燃剤化）を行う。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥の含水率を70%以下とし、ごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することにより、資源の有効活用を図る。

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	人口人 面積㎡
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額	0 千円(全体：2,270,217 千円) うち、交付対象事業費0千円(全体：2,270,217千円)
-------------	--

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名：神奈川県

(1) 事業主体名	平塚市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活系排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び生活環境の悪化を防止するため、市街化調整区域で、公共下水道整備又は農業集落排水整備が将来にわたって行われない区域において、既設単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
(4) 事業期間	令和3～7年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費4,110千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (30人分)	基準額	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)			
6～7人槽	5基(30人分)	2,070千円	2,070千円	2,070千円
8～10人槽	基(人分)			
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
宅内配管費	5基	1,500千円	1,500千円	1,500千円
撤去費	5基	540千円	540千円	540千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	5基(30人分)	4,110千円	4,110千円	4,110千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名：神奈川県

(1) 事業主体名	大磯町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道計画区域以外の地域においてくみ取り式便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
(4) 事業期間	令和3～7年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費7,810千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 （60人分）	基準額	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	5基（25人分）	1,660千円	1,660千円	1,660千円
6～7人槽	5基（35人分）	2,070千円	2,070千円	2,070千円
8～10人槽	基（人分）			
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
宅内配管費	10基	3,000千円	3,000千円	3,000千円
撤去費	10基	1,080千円	1,080千円	1,080千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費 （災害）	基			
改築費 （長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	10基（60人分）	7,810千円	7,810千円	7,810千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名：神奈川県

(1) 事業主体名	二宮町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道の整備が見込まれない区域内において、合併処理浄化槽の新設や既設単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
(4) 事業期間	令和3～7年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費22,680千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (280人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)			
6～7人槽	40基(280人分)	16,560千円	16,560千円	16,560千円
8～10人槽	基(人分)			
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
宅内配管費	15基	4,500千円	4,500千円	4,500千円
撤去費	15基	1,620千円	1,620千円	1,620千円
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	40基(280人分)	22,680千円	22,680千円	22,680千円



## 計画支援概要

都道府県名：神奈川県

(1) 事業主体名	大磯町		
(2) 事業目的	汚泥再生処理センター整備事業のため		
(3) 事業名称	①汚泥再生処理センター整備事業に係る調査 ②汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査	汚泥再生処理センター整備事業に係る土壌調査	①汚泥再生処理センター整備事業に係る測量調査 ②汚泥再生処理センター整備事業に係る基本設計
(4) 事業期間	①令和3年度、令和7年度 ②令和3年度、令和7年度 (全体：令和3～8年度)	令和4～6年度	令和7年度
(5) 事業概要	①PFI導入可能性調査、地質調査 ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくし尿処理施設に係る生活環境影響調査	土壌調査	①測量調査 ②施設整備基本計画策定

(6) 総事業計画額	26,191千円 (全体：29,703千円) うち、交付対象事業費 26,191千円 (全体：29,703千円)	58,317千円 (全体：58,317千円) うち、交付対象事業費 58,317千円 (全体：58,317千円)	15,878千円 (全体：15,878千円) うち、交付対象事業費 15,878千円 (全体：15,878千円)
------------	--	--	--

添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

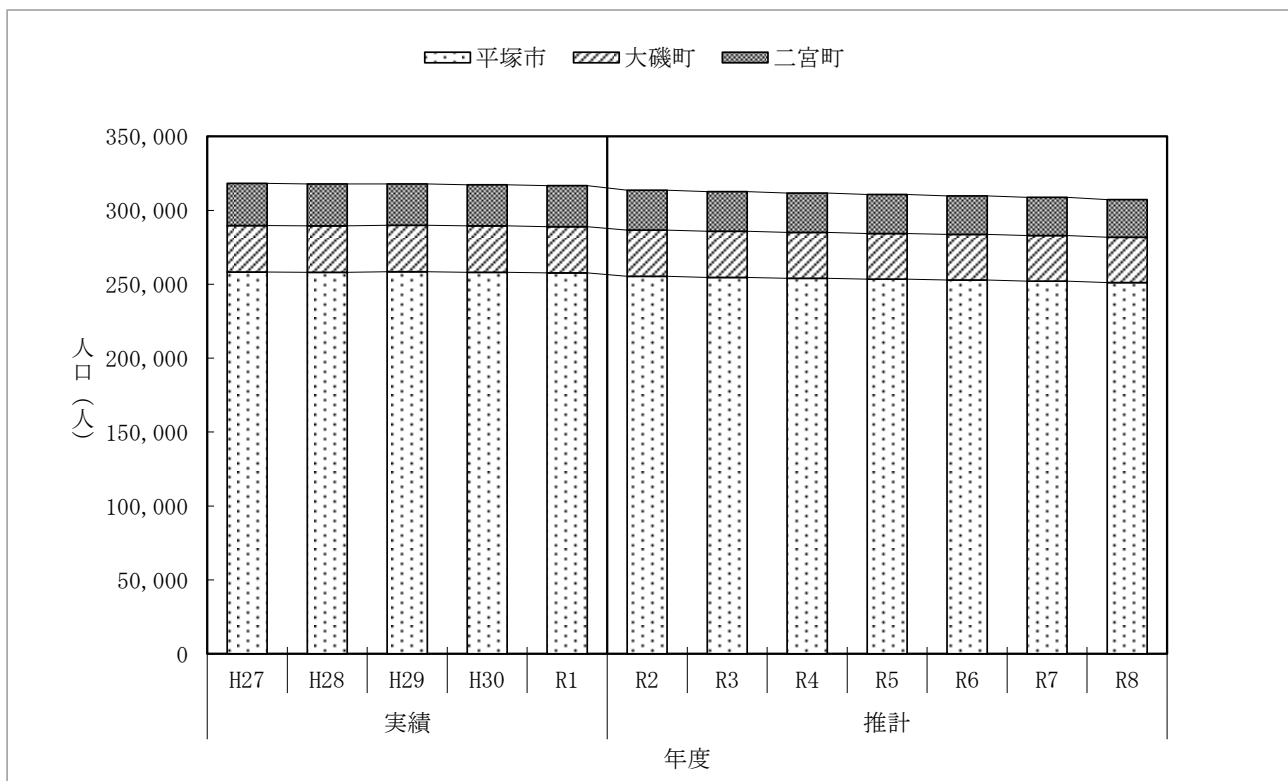


図6 行政区域内人口の推移

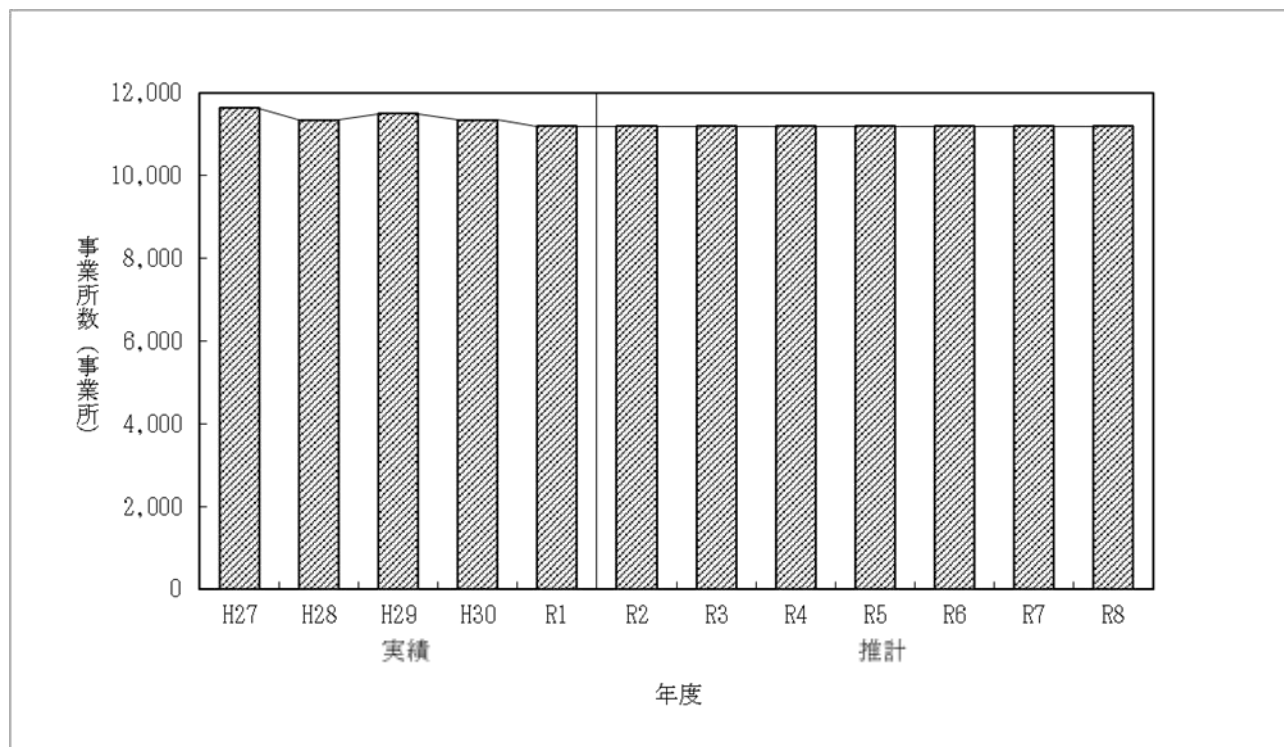


図7 事業所数の推移

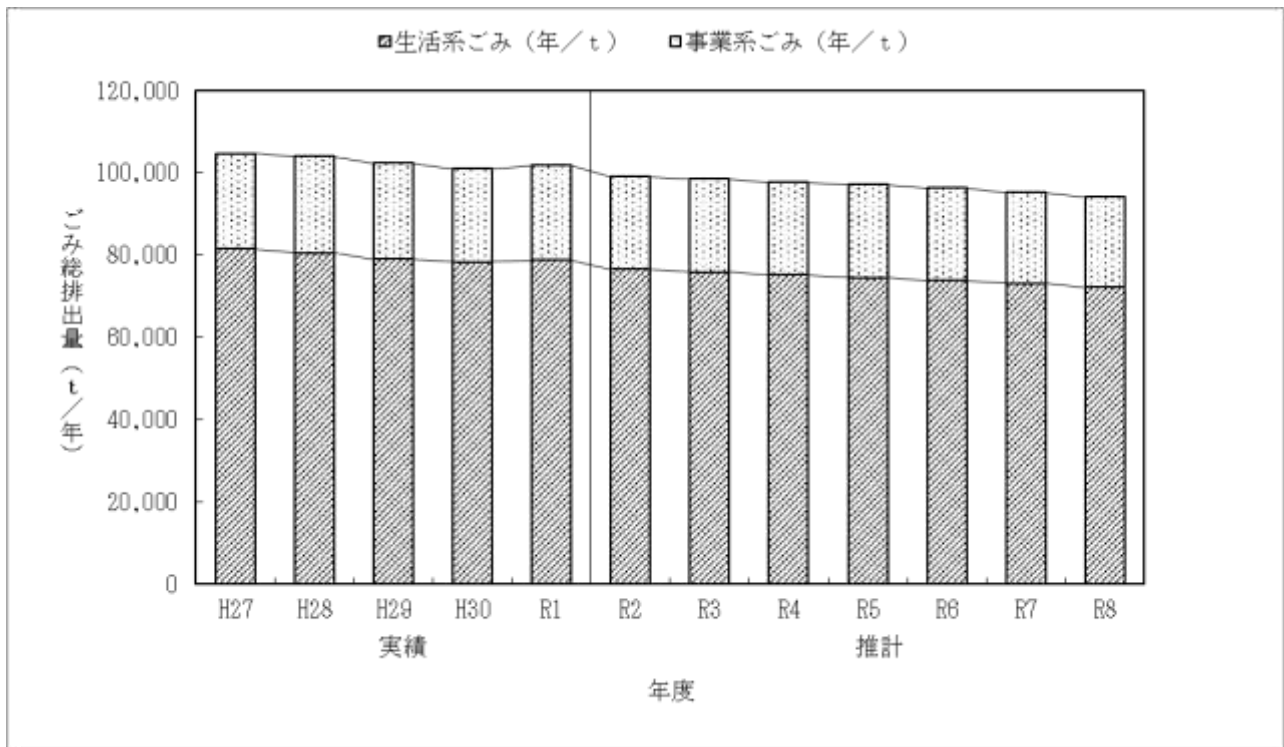


図8 ごみ総排出量の推移

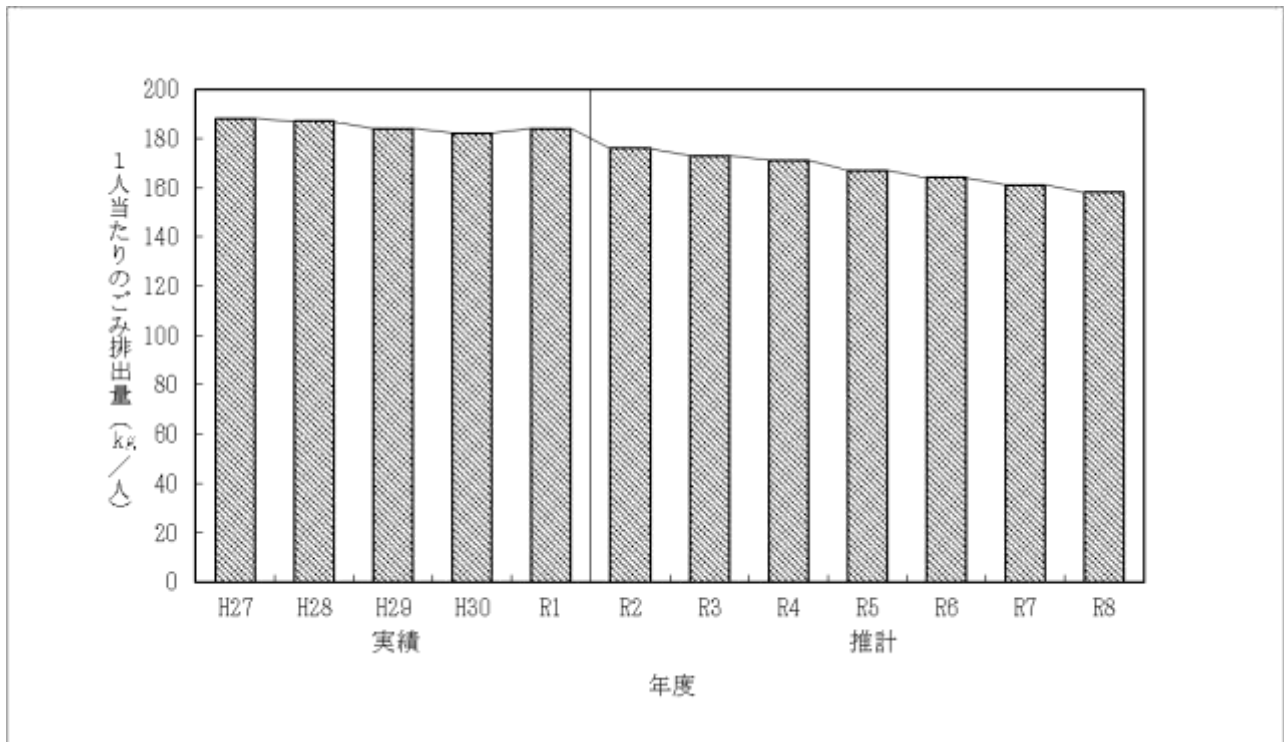


図9 1人当たりの排出量の推移

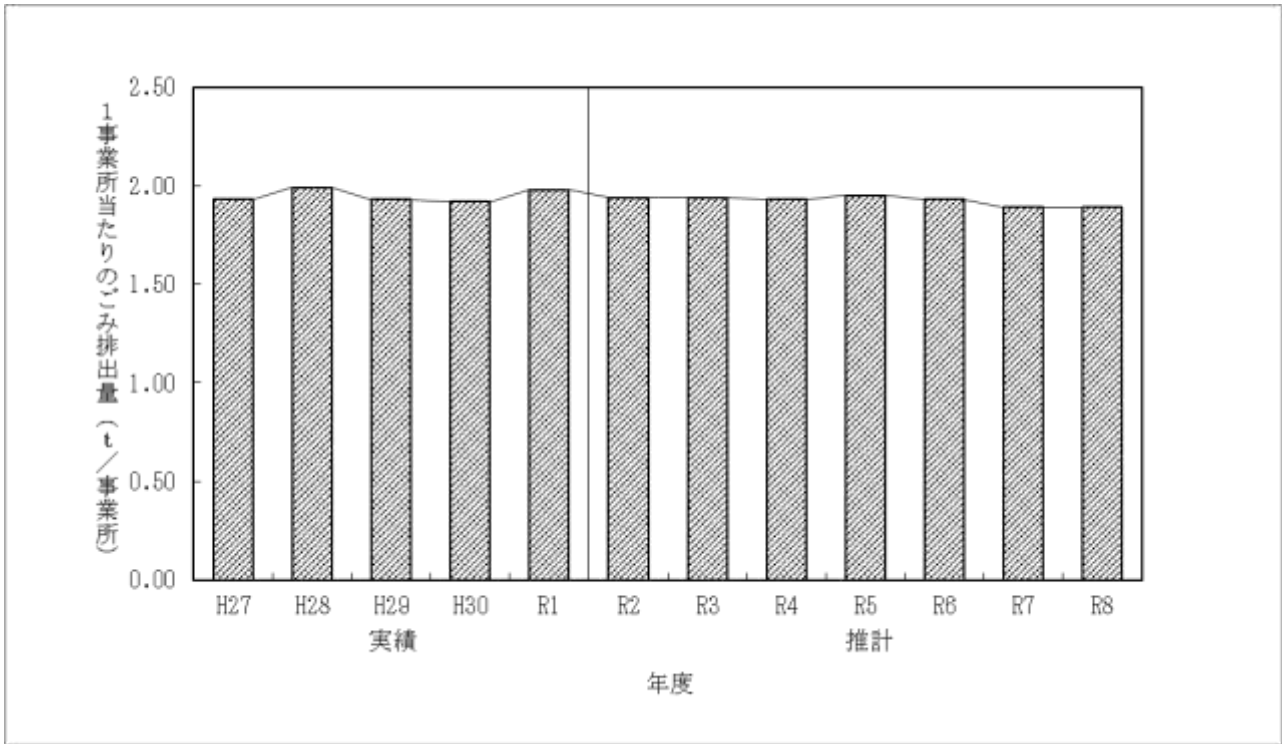


図 10 1事業所当たりの排出量の推移

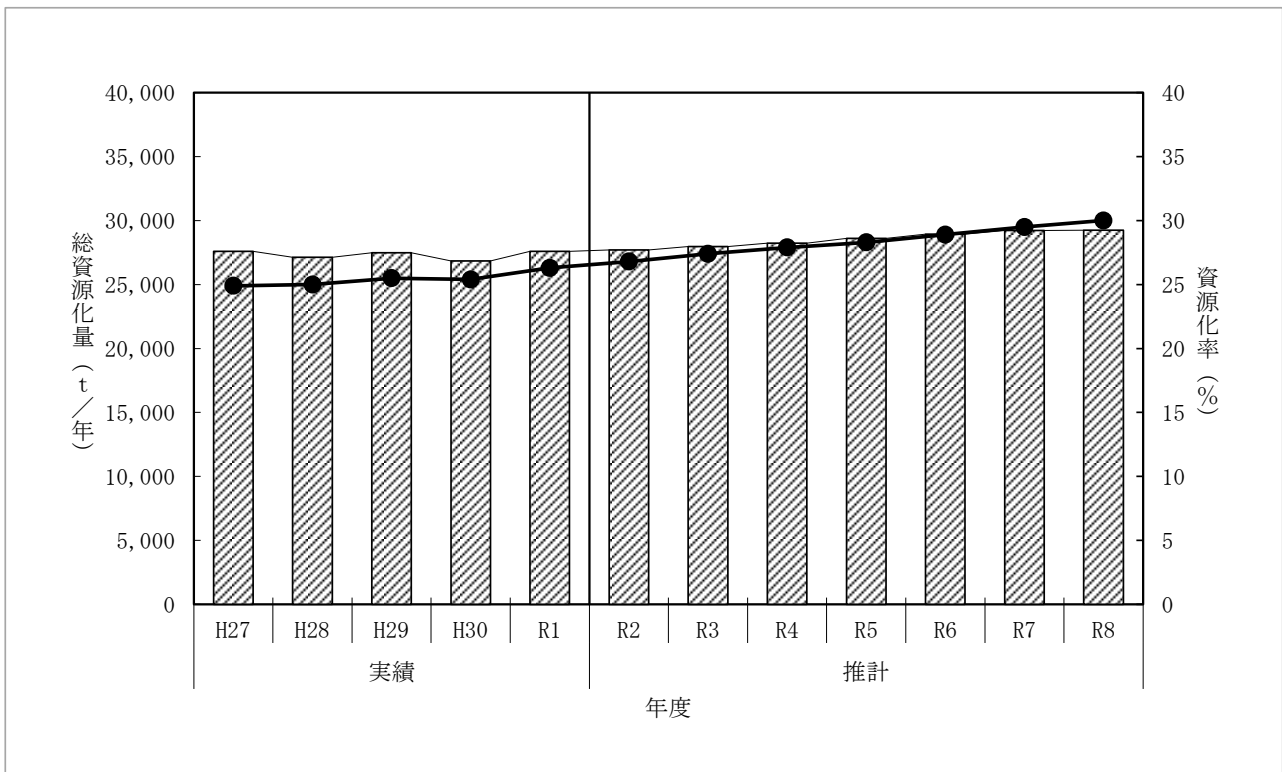


図 11 総資源化量及び資源化率の推移

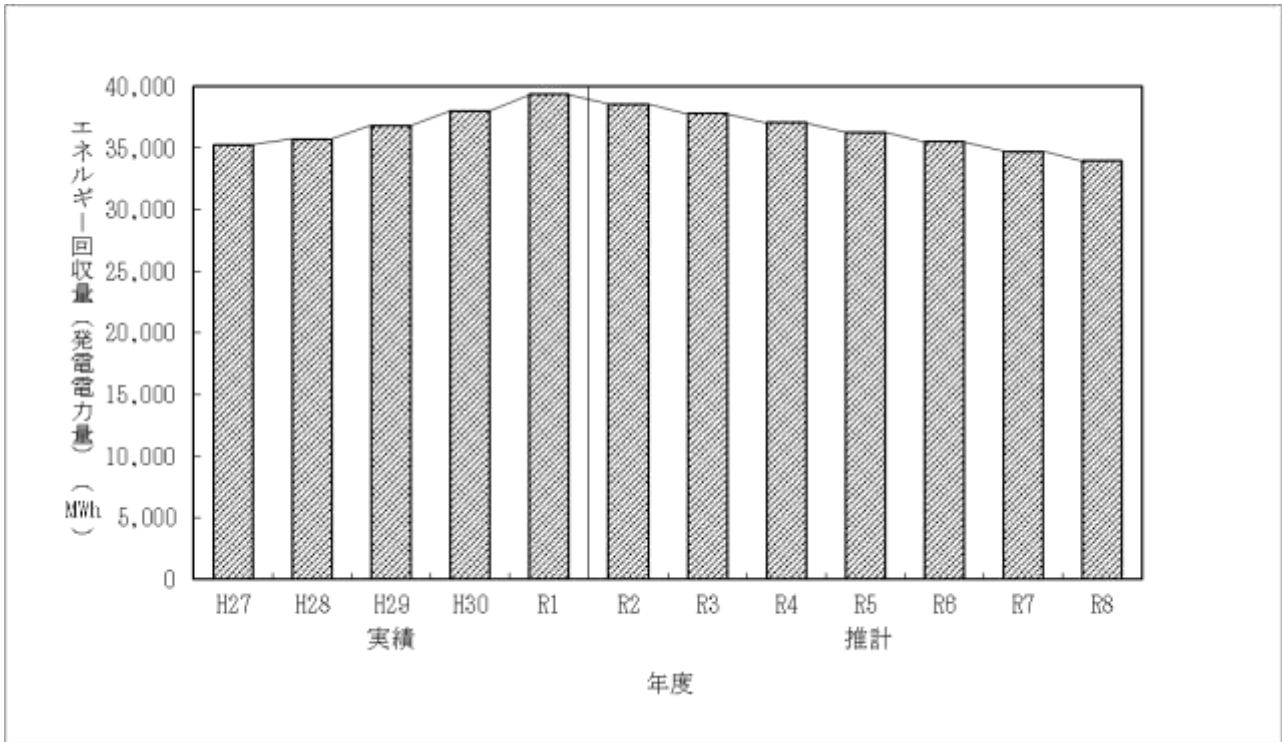


図 12 エネルギー回収量（発電電力量）の推移

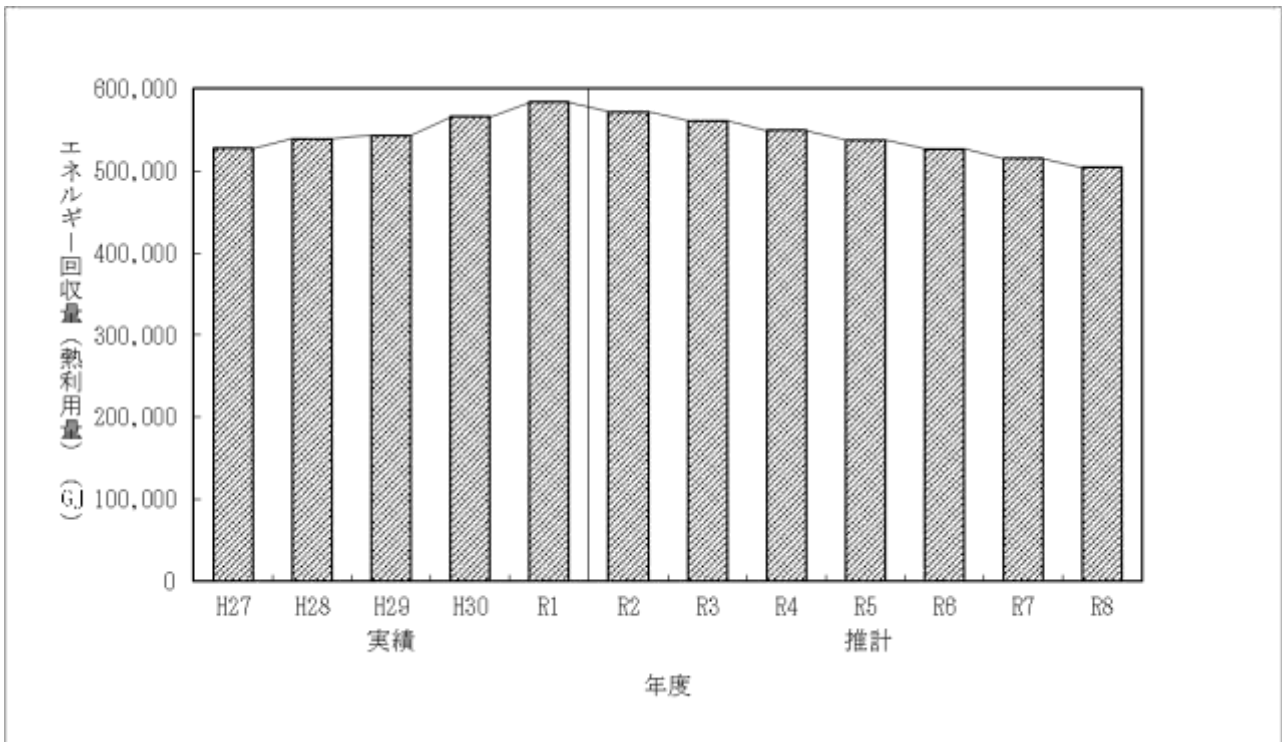


図 13 エネルギー回収量（熱利用量）の推移

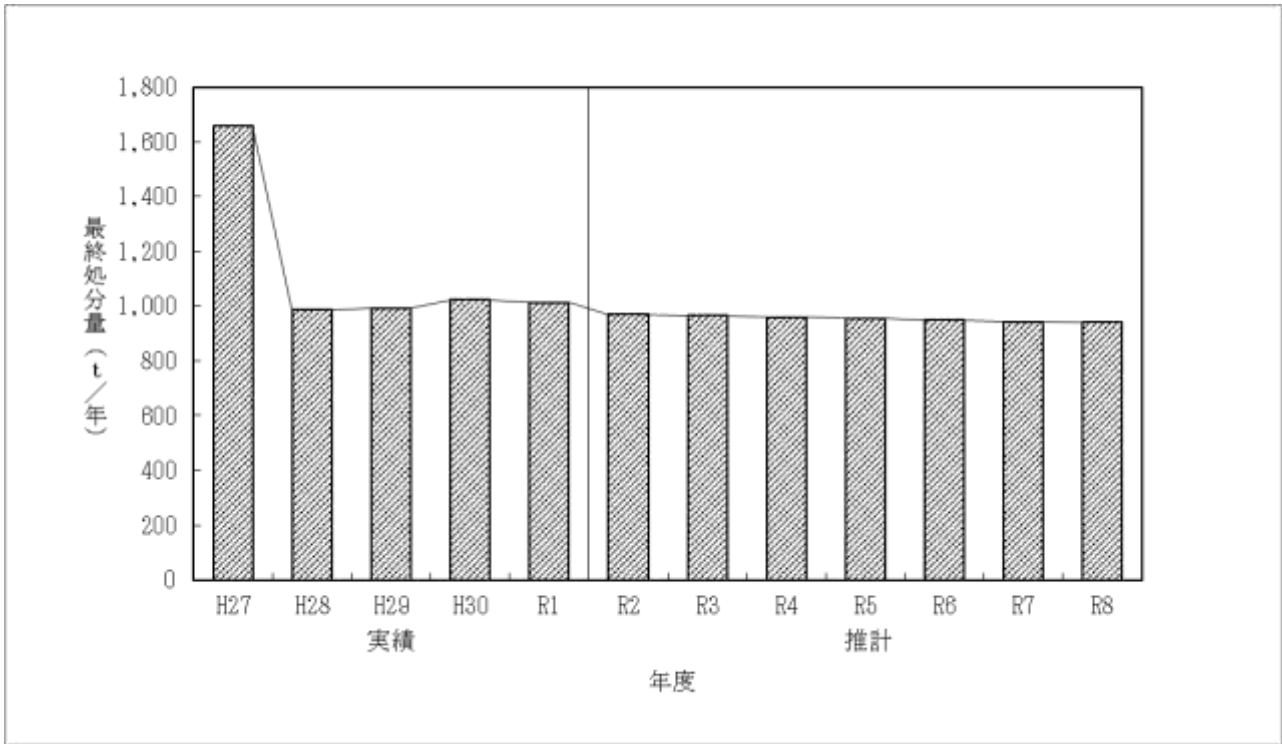


図 14 最終処分量の推移

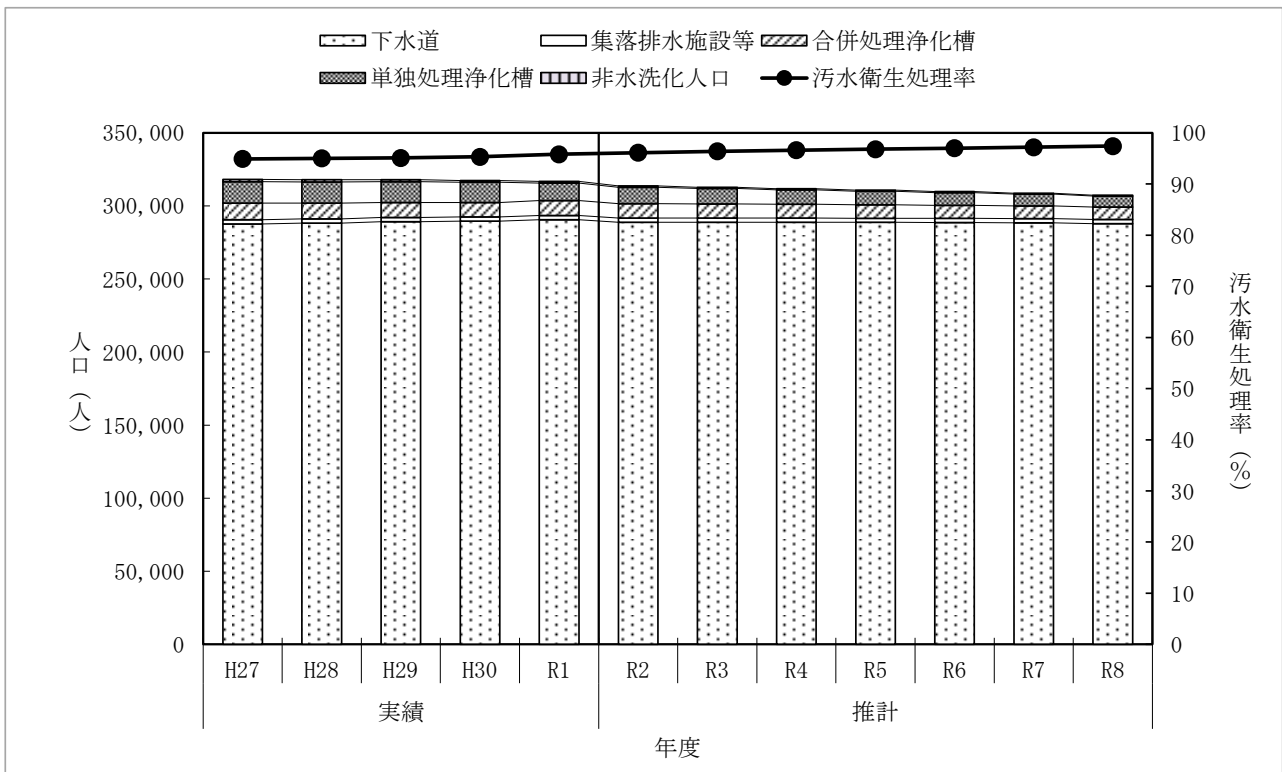


図 15 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移

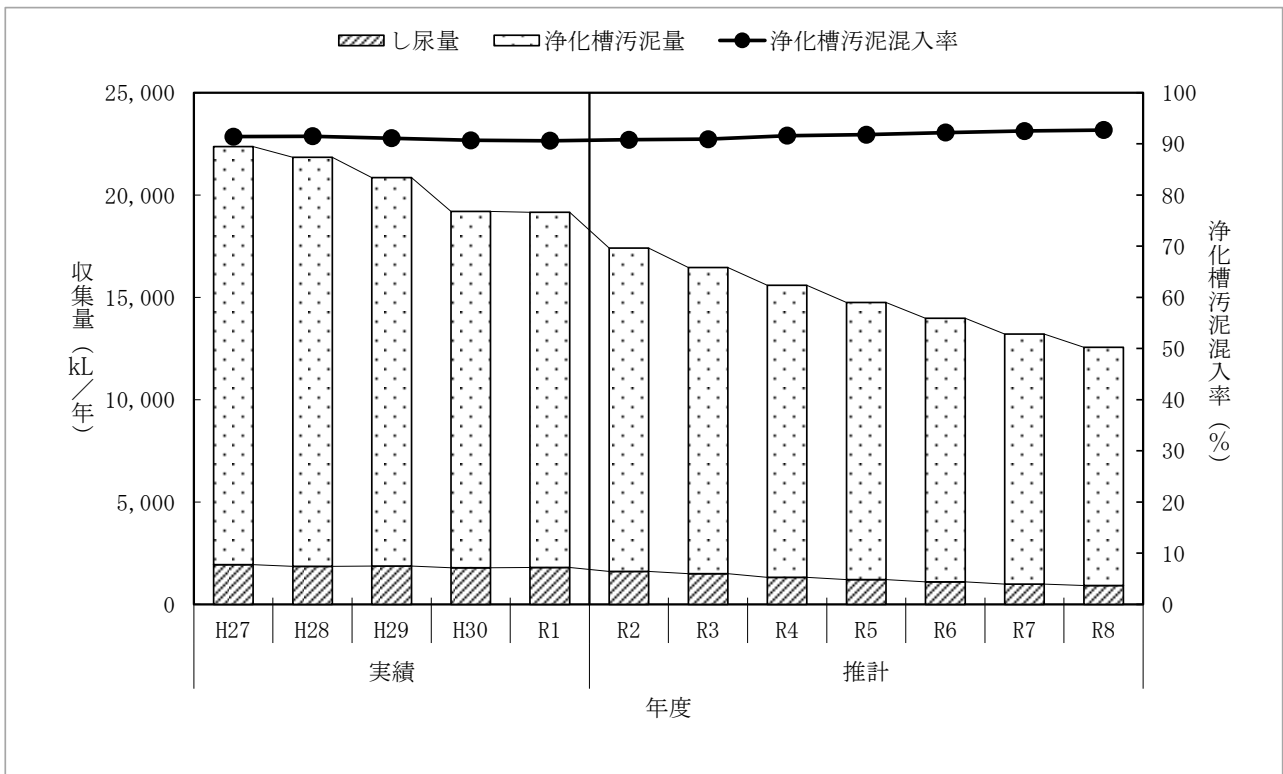


図 16 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

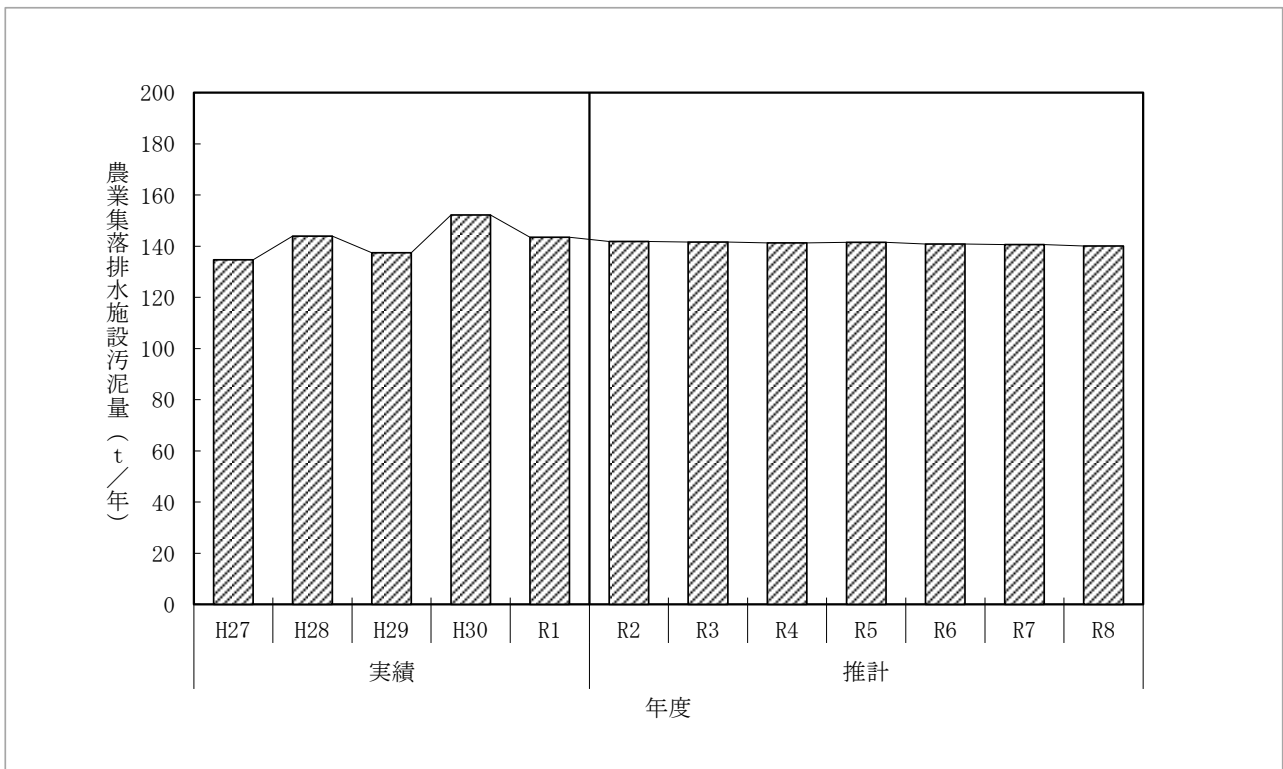
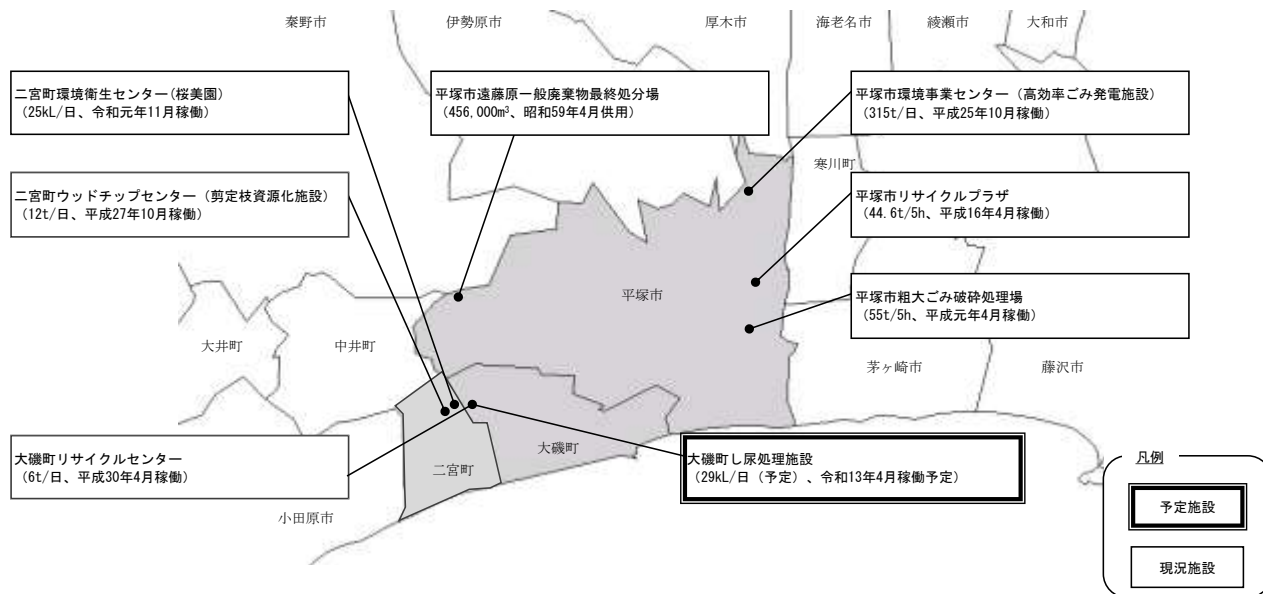


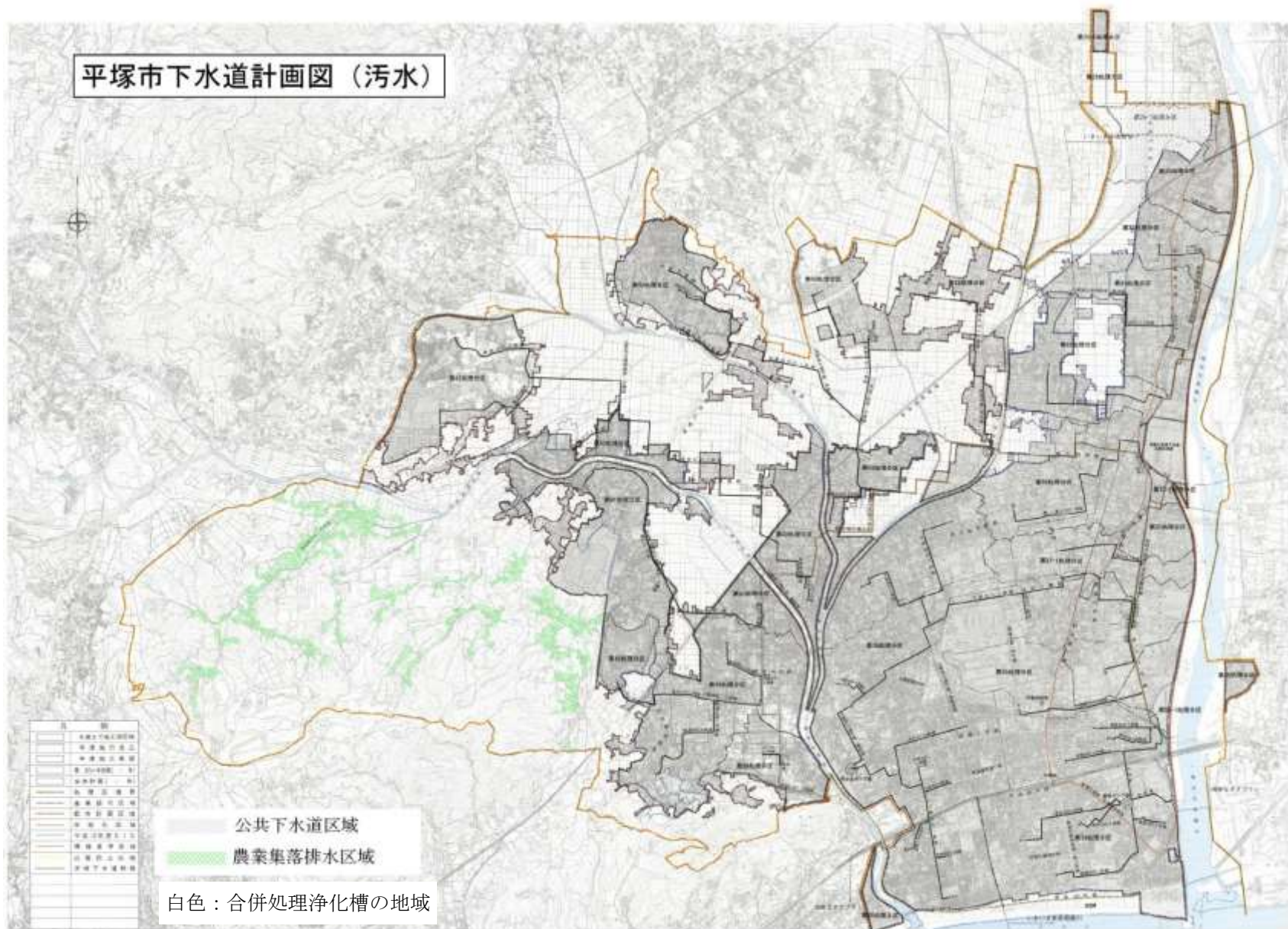
図 17 農業集落排水施設汚泥量の推移

## 添付資料2 地域内の施設状況（現況、予定）

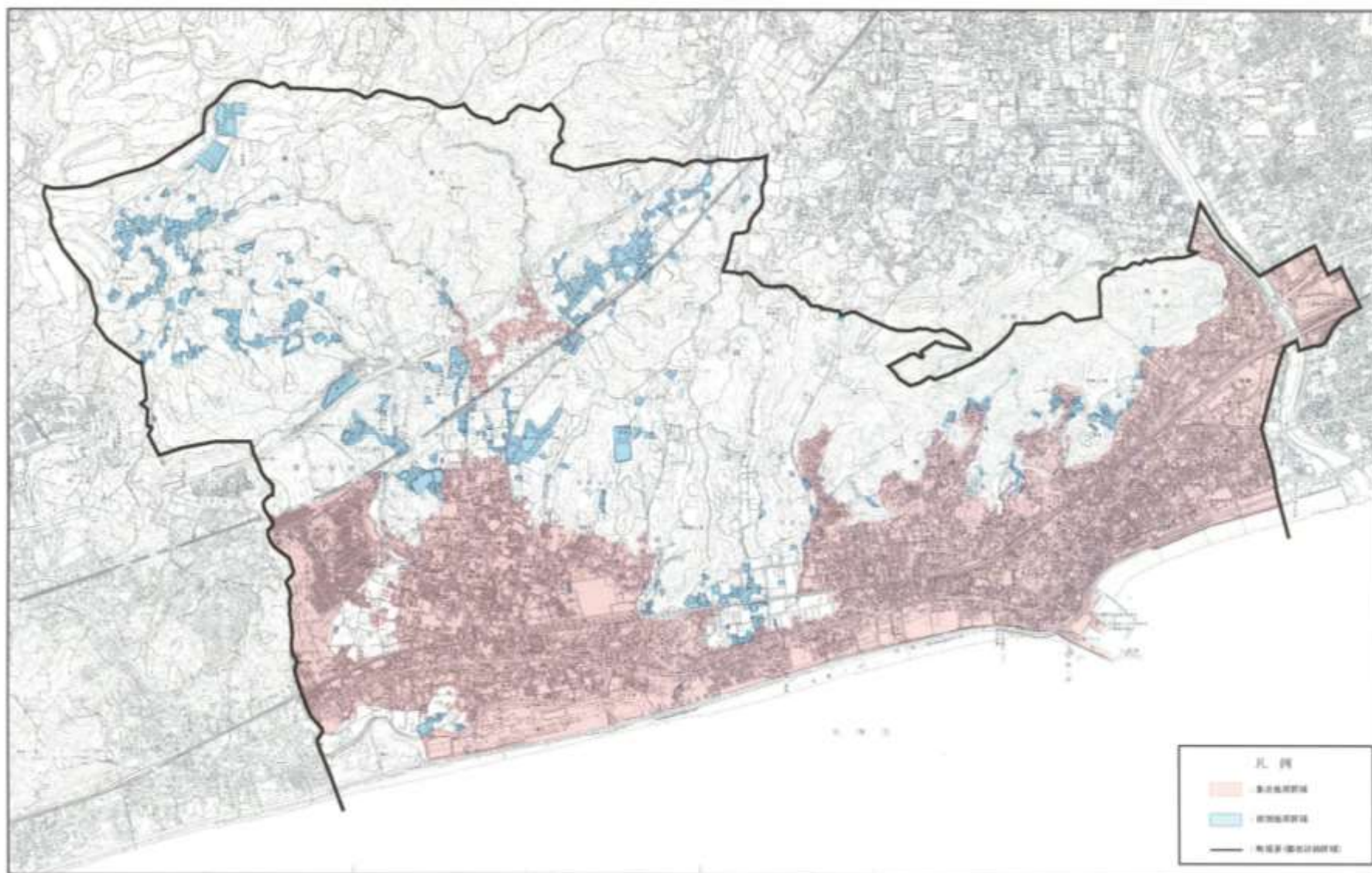




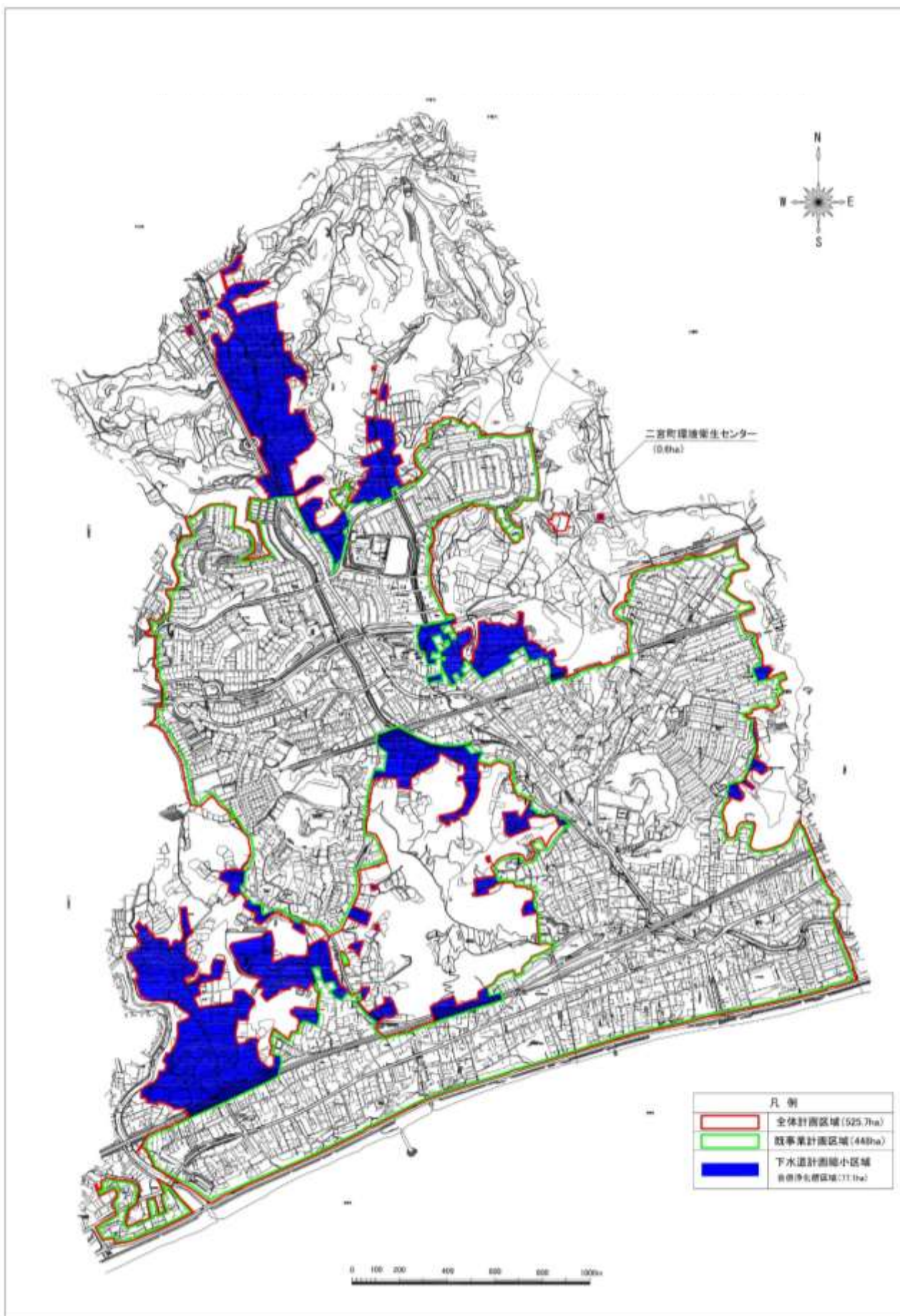
添付資料3 平塚市浄化槽設置整備事業対象区域



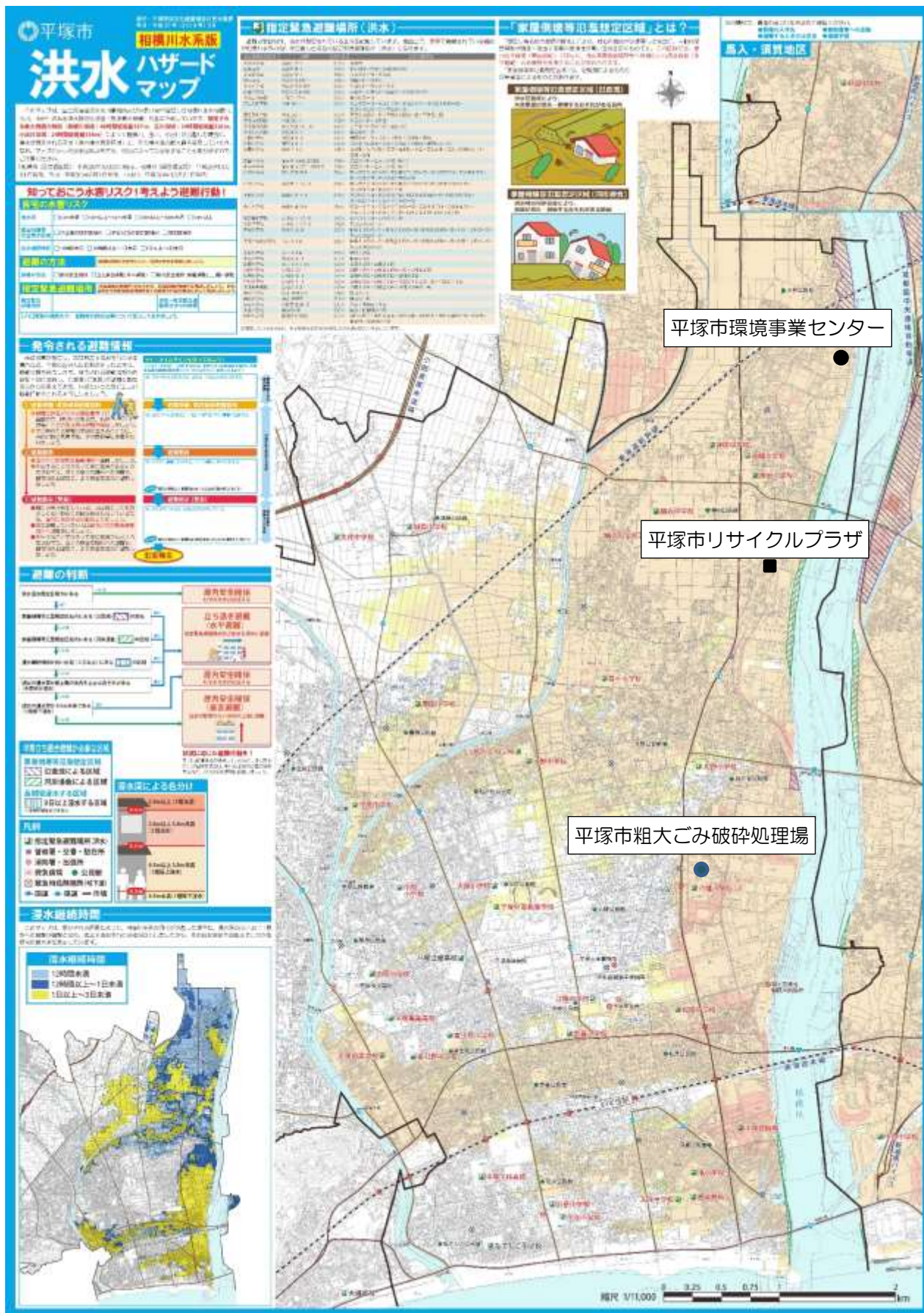
添付資料3 大磯町浄化槽設置整備事業対象区域



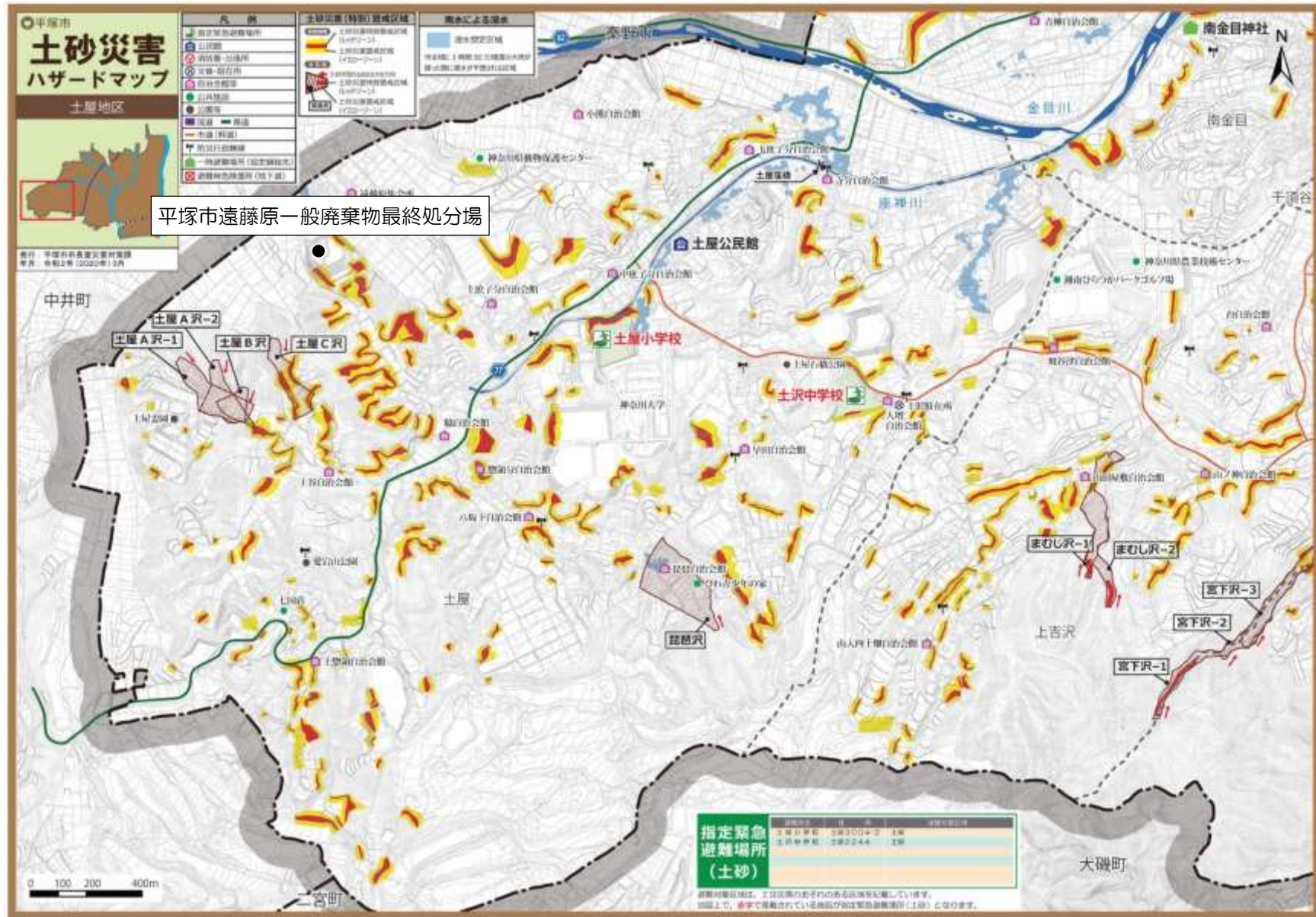
添付資料3 二宮町浄化槽設置整備事業対象区域



添付資料4 平塚市洪水ハザードマップ（相模川水系）

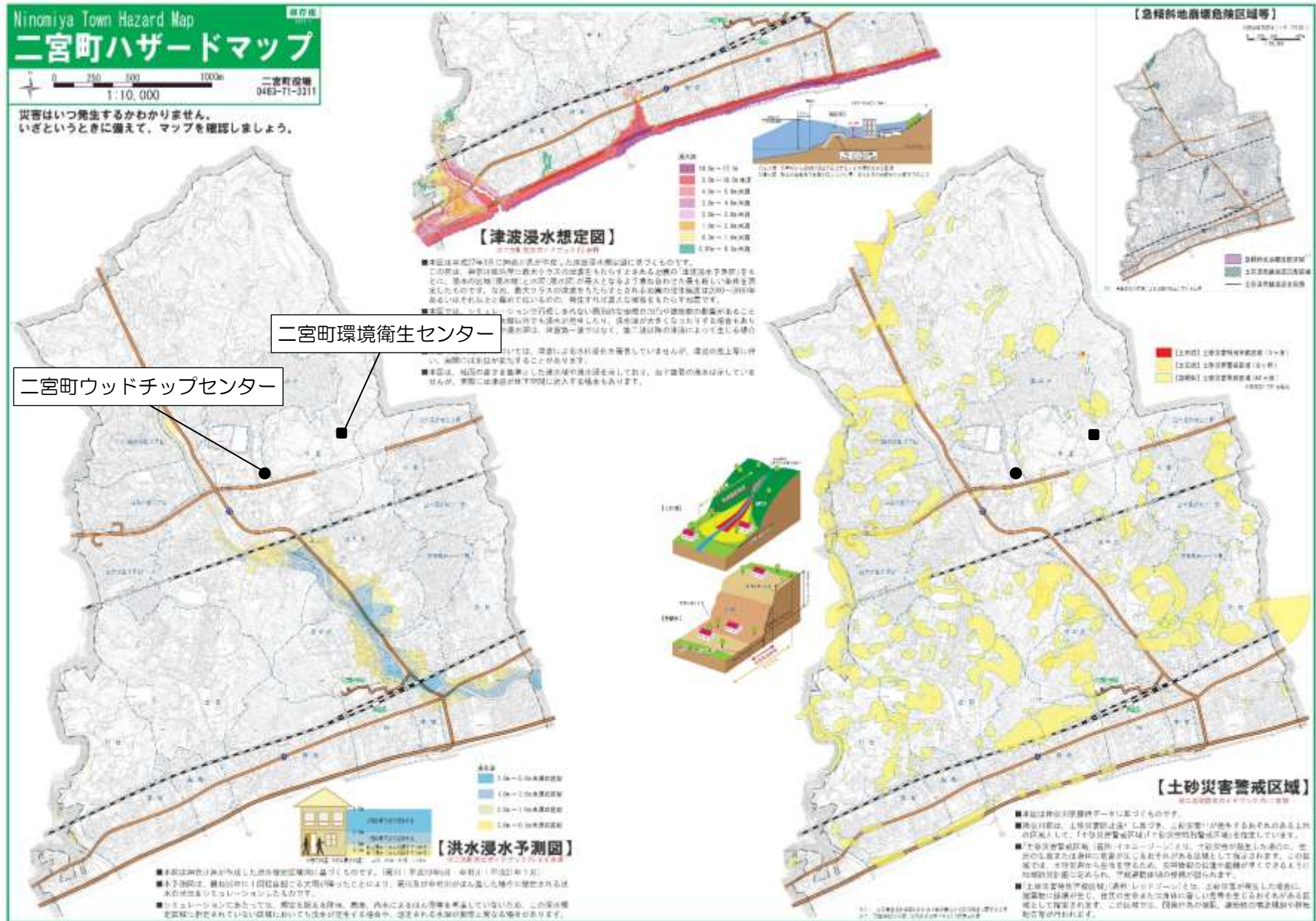


添付資料4 平塚市土砂災害ハザードマップ（土屋地区）





添付資料4 二宮町ハザードマップ



平塚市国土強靱化地域計画

平塚市  
令和4年2月



(事前に備えるべき目標)

⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

《施策ア》事業者の防災対策の促進【再掲 5-1-ア】

《施策イ》エネルギー供給事業者等との連携強化【再掲 5-2-ア】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

《施策ア》給水活動に必要な資機材の整備

推進方針	水道水の長期間にわたる停止に備え、給水活動に必要な資機材を整備するとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。
主な取組	・災害用指定配水池等からの水の搬送を確実に実施できるよう、訓練等を通じ、多数の関係機関との連携強化を図ります。 【市長室、市民部】 ・災害用指定配水池等から給配水が行えるよう、必要な資機材を整備します。 【市長室、市民部】
関連計画	—

《施策イ》エネルギー供給事業者等との連携強化【再掲 5-2-ア】

《施策ウ》生活必需品の備蓄・調達【再掲 2-1-イ】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

《施策ア》汚水処理施設等の耐震化等の推進

推進方針	管きょ施設やポンプ場施設の耐震化・耐水化・長寿命化を効率的に推進します。また、浄化槽の設置や適正な維持管理を促進します。
------	--

主な 取 組	・下水道の管きょ施設の地震対策について、新規整備事業や改築・更新事業 （長寿命化事業）と連携して実施します。 《再掲 1-1-イ》
	・ポンプ施設の耐震化・耐水化を推進します。 【土木部】
	・減災対策として、仮設ポンプ、復旧資材を準備します。 【土木部】
	・浄化槽の設置や維持管理に対して、費用の一部を補助します。 【土木部】
関連計画	平塚市環境基本計画

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

#### 6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる分断

《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲 1-1-ア】

《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲 1-1-イ】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

#### 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

《施策ア》津波防災施設等の整備【再掲 1-3-ア】

《施策イ》漁港施設の整備【再掲 5-4-イ】

《施策ウ》河川の整備【再掲 1-4-イ】

No	施策	事業名	令和4年度事業費 (千円)	対象の交付金・補助金	交付金・補助金により実施する具体的な取組	担当課
15	1-1-キ	民間保育所施設整備支援事業	439,410	【厚生労働省】 保育所等整備交付金	・あさひ保育園の建替に対する整備費補助	保育課
				【文部科学省】 認定こども園施設整備交付金	・神田幼稚園の認定こども園化(建替)に対する整備費補助	保育課
16	1-1-キ	生活道路整備事業	168,800	【国土交通省】 防災・安全交付金	・平塚市田村50号線歩行空間整備事業 ・平塚市土庫1号線歩道整備事業	道路整備課
17	1-3-アなど	漁港施設維持管理事業	152,004	【農林水産省】 水産物供給基盤整備事業費補助	・平塚漁港右岸導流堤機能保全工事その6 ・平塚漁港西海岸及び西防波堤(Ⅰ)機能保全工事その1	農水産課
18	1-4-アなど	公共下水道整備事業	305,139	【国土交通省】 防災・安全交付金	・第3次実施計画の策定 ・長持ポンプ場建設	下水道整備課
19	2-5-ア	地震・津波防災対策事業	13,640	【文部科学省】 学校施設環境改善交付金	・金目小学校へマンホールトイレの整備	災害対策課
20	6-3-ア	浄化槽普及促進事業	5,145	【環境省】 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	・補助対象地域内に設置された浄化槽に対する補助金の交付	下水道経営課
21	6-3-ア	公共下水道管路長寿命化対策事業	59,988	【国土交通省】 防災・安全交付金	・東八幡地区等の管路内調査	下水道整備課
22	8-2-イなど	地籍調査事業	14,823	【国土交通省】 地籍調査費負担金	・津波浸水想定区域内から地籍調査(一筆地調査)を実施	土木総務課

# 大磯町国土強靱化地域計画

令和4年3月

大磯町

**目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

**(リスクシナリオ)**

**6-1) 電力や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止**

**非常時の供給体制の整備**

応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進める必要があります。また、エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

**(リスクシナリオ)**

**6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止**

**水道施設の耐震化の充実に要望**

水道施設の耐震化の必要があります。

**(リスクシナリオ)**

**6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

**汚水処理機能の確保**

下水道施設の耐震化を図り、安全性を確保する必要があります。一環として、下水道管渠とマンホールとの継手部における耐震性部材の採用など、流下能力の確保を継続する必要があります。一般廃棄物（ごみ・し尿等）の収集運搬におけるバックアップ体制を確保する必要があります。一般廃棄物（ごみ・し尿等）処理施設の耐震化や処理施設のバックアップ体制の確保などを行い、処理能力の確保を継続する必要があります。生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

**(リスクシナリオ)**

**6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態**

**道路・橋りょう等の機能保全、道路啓閉体制の整備**

交通インフラの機能停止の長期化を防ぐ必要があります。

(リスクシナリオ)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理機能等の確保(都市建設部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

下水道施設の耐震化を図り、安全性の確保を図ります。

一般廃棄物(ごみ・し尿等)収集運搬体制の維持及び一般廃棄物(ごみ・し尿等)処理施設の耐震化・長寿命化、更新を推進し、施設や設備の機能の維持を図ります。

災害に強い合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

(主な取組)

- ・ 下水道管渠とマンホールとの継手部において可とう性を有する継手部材を引続き採用し、耐震性能の向上を図ります。〔都市建設部①、②〕
- ・ 長期間にわたる機能停止に備え、下水道の業務継続計画簡易版の適正な見直しを図ります。〔都市建設部①、②〕
- ・ 一般廃棄物(ごみ・し尿等)収集運搬における収集車両及び人員のバックアップ体制の構築を進めます。〔産業環境部①、②、⑧〕
- ・ 一般廃棄物(ごみ・し尿等)処理施設(リサイクルセンター・し尿処理施設)の災害発生時における相互利用施設の確保及び民間事業者などのバックアップ体制の整備を進めます。〔産業環境部①、②、⑧〕
- ・ 老朽化が進んでいるし尿処理施設や設備の耐震化・長寿命化、更新を効率的に推進します。〔産業環境部①、②〕
- ・ 生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を図ります。〔産業環境部①、②〕

(リスクシナリオ)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路・橋りょう等の機能保全、道路啓開体制の整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②〕

(推進方針)

交通インフラの機能停止の長期化を防ぐ取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 道路施設の長寿命化を図ります。〔都市建設部①、②〕

# 大磯町国土強靱化地域計画

令和4年3月

大磯町

**目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

**(リスクシナリオ)**

**6-1) 電力や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止**

**非常時の供給体制の整備**

応急復旧については事業者と連携し、体制の確保などの対策を進めていますが、非常時の応急供給体制の整備も継続して進める必要があります。

また、エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

**(リスクシナリオ)**

**6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止**

**水道施設の耐震化の充実に要望**

水道施設の耐震化の必要があります。

**(リスクシナリオ)**

**6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止**

**污水处理機能の確保**

下水道施設の耐震化を図り、安全性を確保する必要があります。

一環として、下水道管渠とマンホールとの継手部における耐震性部材の採用など、流下能力の確保を継続する必要があります。

一般廃棄物（ごみ・し尿等）の収集運搬におけるバックアップ体制を確保する必要があります。

一般廃棄物（ごみ・し尿等）処理施設の耐震化や処理施設のバックアップ体制の確保などを行い、処理能力の確保を継続する必要があります。

生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

**(リスクシナリオ)**

**6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態**

**道路・橋りょう等の機能保全、道路啓開体制の整備**

交通インフラの機能停止の長期化を防ぐ必要があります。



## (リスクシナリオ)

### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### 汚水処理機能等の確保(都市建設部、産業環境部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②、⑧〕

(推進方針)

下水道施設の耐震化を図り、安全性の確保を図ります。

一般廃棄物(ごみ・し尿等)収集運搬体制の維持及び一般廃棄物(ごみ・し尿等)処理施設の耐震化・長寿命化、更新を推進し、施設や設備の機能の維持を図ります。

災害に強い合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

(主な取組)

- ・ 下水道管渠とマンホールとの継手部において可とう性を有する継手部材を引続き採用し、耐震性能の向上を図ります。〔都市建設部①、②〕
- ・ 長期間にわたる機能停止に備え、下水道の業務継続計画簡易版の適正な見直しを図ります。〔都市建設部①、②〕
- ・ 一般廃棄物(ごみ・し尿等)収集運搬における収集車両及び人員のバックアップ体制の構築を進めます。〔産業環境部①、②、⑧〕
- ・ 一般廃棄物(ごみ・し尿等)処理施設(リサイクルセンター・し尿処理施設)の災害発生時における相互利用施設の確保及び民間事業者などのバックアップ体制の整備を進めます。〔産業環境部①、②、⑧〕
- ・ 老朽化が進んでいるし尿処理施設や設備の耐震化・長寿命化、更新を効率的に推進します。〔産業環境部①、②〕
- ・ 生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を図ります。〔産業環境部①、②〕

## (リスクシナリオ)

### 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 道路・橋りょう等の機能保全、道路啓開体制の整備(都市建設部)

【施策】〔施策分野の設定 ①、②〕

(推進方針)

交通インフラの機能停止の長期化を防ぐ取組を推進します。

(主な取組)

- ・ 道路施設の長寿命化を図ります。〔都市建設部①、②〕